泊発電所3	号炉審查資料
資料番号	SAT117-9 r. 3. 0
提出年月日	令和3年10月1日

# 泊発電所3号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び 拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料

比較表

令和3年10月 北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 目 次

- 1. 重大事故等対策
- 1.0 重大事故等対策における共通事項
- 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等
- 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等
- 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等
- 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等
- 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等
- 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等
- 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等
- 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等
- 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等
- 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等
- 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等
- 1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等
- 1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等
- 1.14 電源の確保に関する手順等
- 1.15 事故時の計装に関する手順等
- 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等
- 1.17 監視測定等に関する手順等
- 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等
- 1.19 通信連絡に関する手順等
- 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応
  - 2.1 可搬型設備等による対応

泊発電所3号炉

1.17 監視測定等に関する手順等

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

大飯発電所3/4号炉

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由

#### 比較結果等をとりまとめた資料

#### 1. 最新審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

#### 1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した事項

女川原子力発電所2号炉

a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの: なし

b. 女川 2 号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし

c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : 1件

・モニタリングポストのバックグラウンド低減対策の見直し

d. 当社が自主的に変更したもの:なし

#### 1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った事項

a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし

b. 女川 2 号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし

c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし

d. 当社が自主的に変更したもの:なし

#### 1-3) バックフィット関連事項

なし

#### 1-4) その他

女川2号炉まとめ資料に合わせて記載ぶりを修正し、結果として差異がなくなった箇所があるが、本比較表には、その該当箇所の識別はしていない。

#### 2. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要

### 2-1) 設備または設計方針の相違

	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	差異理由
バックグラウンド対策	モニタリングポストのバックグラウンド低減対策として,モニタリングポストの検出器保護カバーの交換を指示する。		運用方法の相違 泊はバックグラウンド低減対策で、モニタリング ポストの検出器保護カバーの除染を実施する。
可搬型気象観測設備による緊 急時対策所付近の気象観測項 目の測定	- (同様の運用方法なし)	(2) 可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定	運用方法の相違 可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の 気象観測項目の測定を追加。
可搬型モニタリングポストに よる原子炉格納施設を囲む 12 箇所の放射線量の測定	- (女川は(2) 可搬型モニタリングポストによる放射 線量の測定及び代替測定 にて記載)	(3) 可搬型モニタリングポストによる原子炉格納施 設を囲む 12 箇所の放射線量の測定	運用方法の相違 泊では既設のモニタリングポスト・ステーション 8箇所に海側3箇所及び緊急時対策所1箇所の 計12箇所に設置することとしている。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

#### 1.17 監視測定等に関する手順等

女川原子力発電所	折2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3	/ 4 号炉	差異理由
	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉		差異理由	
設備または設計方針の相違①	放射線量の測定で使用する設備 ・ガスフロー測定装置	放射線量の測定で使 ・GM 計数装置 ・ZnS シンチレーシ		泊はα線の測定に <b>ZnS</b> 置、β線の測定に <b>GM</b> 計	
設備または設計方針の相違②	常設代替交流電源設備	代替交流電源設備(	400.0040000 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	モニタリングポストの電 備の相違	這源接続先の代替電源
設備または設計方針の相違③	・モニタリングポスト専用の無停電電源装		装置及び非常用発電機	泊は各モニタリングポス 用発電機(自主設置)を 停電電源装置のみ)	
2-2)記載内容の相違		1			
	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉		差異理由	
設備名称の相違①	モニタリングポスト	モニタリングポス	ト及びモニタリングステーション	-	
設備名称の相違②	可搬型放射線計測装置	放射能測定装置		s—s	
設備名称の相違③	代替気象観測設備	可搬型気象観測設備	Air	2—3	
設備名称の相違④	γ 線サーベイメータ	NaI(TI)シンチレー	ションサーベイメータ	_	
設備名称の相違⑤	α線サーベイメータ	α線シンチレーシ	ョンサーベイメータ	_	
設備名称の相違⑥	β線サーベイメータ	GM 汚染サーベイ	メータ, β線サーベイメータ	_	
設備名称の相違⑦	Ge 半導体式試料放射能測定装置	Ge 半導体測定装置	t	_	
設備名称の相違®	発電用原子炉施設	原子炉施設		_	
設備名称の相違9	放射線管理班員	放管班長		_	
設備名称の相違⑩	スタック放射線モニタ	排気筒ガスモニタ		_	
設備名称の相違⑪	放射性廃棄物放出水モニタ	廃棄物処理設備排	水モニタ	_	
設備名称の相違⑫	通信連絡設備	通信設備			

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 r.3.0 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

<u>監視測定等に関する手順等</u> 女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
1.17 監視測定等に関する手順等	1.17 監視測定等に関する手順等	1.17 監視測定等に関する手順等	
< 目 次 >	<目 次>	<目 次>	
1.17.1 対応手順と設備の選定	1.17.1 対応手段と設備の選定	1.17.1 対応手段と設備の選定	
(1) 対応手段と設備の選定の考え方	(1) 対応手段と設備の選定の考え方	(1) 対応手段と設備の選定の考え方	
(2) 対応手段と設備の選定の結果	(2) 対応手段と設備の選定の結果	(2) 対応手段と設備の選定の結果	
a. 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の対応手段及び	a. 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の対応手段及び	a. 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の対応手段及	
設備	設備	び設備	
b. 風向, 風速その他の気象条件の測定の対応手段及び設備	b. 風向、風速その他の気象条件の測定の対応手段及び設備	b. 風向、風速その他の気象条件の測定の対応手段及び 設備	
c. モニタリングポストの電源回復又は機能回復の対応手	c. モニタリングポスト及びモニタリングステーションの	c. モニタリングステーション及びモニタリングポスト	
段及び設備	代替交流電源の対応手段及び設備	の代替交流電源の対応手段及び設備	記載表現の相違
d. 手順等	d. 手順等	d. 手順等	HOTAL STREET
1.17.2 重大事故等時の手順等	1.17.2 重大事故等時の手順等	1.17.2 重大事故等時の手順等	
1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等	1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等	1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等	
(1) モニタリングポストによる放射線量の測定	(1) モニタリングポスト及びモニタリングステーション	(1) モニタリングステーション及びモニタリングポスト	
	による放射線量の測定	による放射線量の測定	
(2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及	(2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測	(2) 可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測	記載方針の相違
び代替測定	定 (3) 可搬型モニタリングポストによる原子炉格納施設を	定 (3) 可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を	運用方法の相違
	囲む 12 箇所の放射線量の測定	囲む8方位の放射線量の測定	連用方法の相選 ・発電所敷地内における設備配置, 地形の
	四七 14 回川 火水和 林 重火 例 足	四位の分位の放射隊軍の領定	相違による可搬型モニタリングポストの
			配置の相違であり、8方位を網羅した12
			箇所に設置する運用を採用(60条)
	(4) 放射性物質の濃度の代替測定	(4) 放射性物質の濃度の代替測定	記載表現の相違
	a. 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測	a. 可搬型放射線計測装置等による空気中の放射性物質	記載箇所の相違
	▶ 定	の濃度の測定	
(3) 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測	b. 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定	b. 移動式放射能測定装置 (モニタ車) による空気中	
定 (A) 可知识的 (A) 2015年 (A) 2 (A		の放射性物質の濃度の測定	
(4) 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の			
濃度の代替測定			
(5) 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及	(5) 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射	(5) 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及	
び放射線量の測定	線量の測定	び放射線量の測定	
	a. 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測	a. 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の	記載方針の相違
	定	濃度の測定	
	b. 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	b. 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃 第四週度	記載方針の相違
	。 お針光測学社器フトス上添出のお針とは無所の連座の測	度の測定  。 可拠刑な射線計測法器による土壌中の放射性物質の	<b>記載大仏の担</b> 決
	c. 放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	c. 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の 濃度の測定	記載方針の相違
	b. 海上モニタリング測定	<ul><li>(最及び例定</li><li>d. 海上モニタリング測定</li></ul>	記載方針の相違
	VI INTERNATIONAL TRANSPORTER	w Phrase / / A / KINC	BH IMM FILE IDAL

1.17 監

監視測定等に関する手順等	泊発電所3号炉 技術的能力 比較	於主 m 2 0 青字:記載箇	<mark>運用又は体制の相違(設計方針の相違)</mark> 所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 現、設備名称の相違(実質的な相違なし)
女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
500 mar 1 555 mar 1 5 m	(6) バックグラウンド低減対策等	(6) バックグラウンド低減対策等	記載表現の相違
(6) モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	a. モニタリングポスト、モニタリングステーション及び	a. モニタリングステーション、モニタリングポスト及	記載表現の相違
(7) 可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減 対策	可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減 対策	び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	記載表現の相違
(8) 放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	b. 放射性物質の濃度測定時のバックグラウンド低減対策	b. 放射性物質の濃度測定時のバックグラウンド低減対 策	記載表現の相違
(9) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制	c. 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制	c. 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携 体制	記載表現の相違
1.17.2.2 風向,風速その他の気象条件の測定の手順等 (1) 気象観測設備による気象観測項目の測定 ▼	1.17.2.2 風向,風速その他の気象条件の測定の手順等	1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等	記載箇所の相違
(2) 代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	(1) 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定 (2) 可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象	(1) 可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定	設計等の相違
	観測項目の測定		・可搬型気象観測設備による緊急時対策
	(3) 気象観測設備による気象観測項目の測定	(2) 気象観測設備による気象観測項目の測定	所付近の気象観測項目の測定を追加。
1.17.2.3 モニタリングポストの電源を代替交流電源設備 から給電する手順等	1.17.2.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源を代替交流電源設備から給電する手順等	1.17.2.3 モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等	(H25. 10. 24 審査会合で説明済み)
添付資料 1.17.1 審査基準,基準規則と対処設備との対 応表	添付資料 1.17.1 重大事故等対処設備及び多様性拡張設 備整理表	添付資料 1.17.1 重大事故等対処設備及び多様性拡張設 備整理表	記載表現の相違
添付資料 1.17.2 緊急時モニタリングの実施手順及び体 制	添付資料 1.17.2 緊急時モニタリングの実施手順および 体制	添付資料 1.17.2 緊急時モニタリングの実施手順及び体 制	
添付資料 1.17.3 緊急時モニタリングに関する要員の動 き			記載方針の相違
添付資料 1.17.4 モニタリングポスト	添付資料 1.17.3 モニタリングポスト及びモニタリング ステーション	添付資料 1.17.3 モニタリングステーション及びモニタ リングポスト	
添付資料 1.17.5 可搬型モニタリングポストによる放射 線量の測定及び代替測定	添付資料 1.17.4 可搬型モニタリングポストによる放射 線測定	添付資料 1.17.4 可搬式モニタリングポストによる放射 線測定	記載表現の相違
添付資料 1.17.6 可搬型モニタリングポスト	添付資料 1.17.5 可搬型モニタリングポスト	添付資料 1.17.5 可搬式モニタリングポスト	
添付資料 1.17.7 放射能放出率の算出	添付資料 1.17.6 放射能測定装置による空気中の放射性 物質の濃度の測定	添付資料 1.17.6 可搬型放射線計測装置による空気中の 放射性物質の濃度の測定	
添付資料 1.17.8 放射能観測車	添付資料 1.17.7 放射能観測車	添付資料 1.17.7 移動式放射能測定装置 (モニタ車)	
添付資料 1.17.9 可搬型放射線計測装置による空気中の 放射性物質の濃度の測定			記載方針の相違
添付資料 1.17.10 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	添付資料 1.17.8 放射能測定装置による水中の放射性物 質の濃度の測定	添付資料 1.17.8 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	
添付資料 1.17.11 各種モニタリング設備等	添付資料 1.17.9 各種モニタリング設備等	添付資料 1.17.9 各種モニタリング設備等	
添付資料 1.17.12 発電所敷地外の緊急時モニタリング体 制	添付資料 1.17.10 発電所敷地外の緊急時モニタリング体 制	添付資料 1.17.10 発電所敷地外の緊急時モニタリング体 制	
添付資料 1.17.13 他の原子力事業者との協力体制(原子 力事業者間協力協定)	添付資料 1.17.11 他の原子力事業者との協力体制(原子 力事業者間協力協定)	添付資料 1.17.11 他の原子力事業者との協力体制 (原子力事業者間協力協定)	
添付資料 1.17.14 モニタリングポスト及び可搬型モニタ	添付資料 1.17.12 モニタリングポスト及びモニタリング	添付資料 1.17.12 モニタリングステーション、モニタリ	記載方針の相違

監視測定等に関する手順等			
女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
リングポストのバックグラウンド低減	ステーションのバックグラウンド低減	ングポスト及び可搬式モニタリングポス	
対策手段	対策手段	トのバックグラウンド低減対策手段	
	添付資料 1.17.13 可搬型気象観測設備による気象観測	添付資料 1.17.13 可搬式気象観測装置による気象観測	記載箇所の相違
添付資料 1.17.15 気象観測設備	添付資料 1.17.14 気象観測設備	添付資料 1.17.14 気象観測	
<b>√</b>			
添付資料 1.17.16 代替気象観測設備による気象観測項目			
の代替測定			
添付資料 1.17.17 代替気象観測設備			記載方針の相違
添付資料 1.17.18 代替気象観測設備の観測項目について			記載方針の相違
添付資料 1.17.19 モニタリングポストの電源構成	添付資料 1.17.15 重大事故時対処設備の電源構成図	添付資料 1.17.15 モニタリングステーション及びモニタ	記載表現の相違
		リングポストの電源構成図	
添付資料 1.17.20 手順のリンク先について			記載方針の相違
The state of the s	添付資料 1.17.16 モニタリングポスト及びモニタリング	添付資料 1.17.16 モニタリングステーション及びモニタ	記載方針の相違
	ステーション専用の無停電電源装置及	リングポストへの電源供給	
	び非常用発電機	/ マ / ハハ・1 ×/ EIM/ MA	
	0 9F市/11/2 电域		
   1.17 監視測定等に関する手順等	   1.17 監視測定等に関する手順等	   1.17 監視測定等に関する手順等	
【要求事項】	【要求事項】	【要求事項】	1
【安水事項】   1 発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した	【安水事項】    1 発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生し	【安水事項】    1 発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生し	
場合に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含	1 光電用原丁炉設置有において、黒人事成寺が先生し   た場合に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含	1 光電用原丁炉設置有において、重人事成等が完全し   た場合に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含	
場合に工物等及いての同題(工物等の同題構成を占 む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性	た物でに工物等及いての周辺(工物等の周辺構成を占し、	た場合に工場等及いての同題(工場等の同題構成を含	
	物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに		
物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並び	II	物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに	
にその結果を記録するために必要な手順等が適切に整	その結果を記録するために必要な手順等が適切に整備 よりている。 おいま 供えた スナペーバス 国内 これり で	その結果を記録するために必要な手順等が適切に整備	
備されているか、又は整備される方針が適切に示され	されているか、又は整備される方針が適切に示されてい	されているか、又は整備される方針が適切に示されてい	
ていること。	ること。	ること。	
2 発電用原子炉設置者は、重大事故等が発生した場合に	2 発電用原子炉設置者は、重大事故等が発生した場合	2 発電用原子炉設置者は、重大事故等が発生した場合	
工場等において風向、風速その他の気象条件を測定	に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定	に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定	
し、及びその結果を記録するために必要な手順等が適	し、及びその結果を記録するために必要な手順等が適切	し、及びその結果を記録するために必要な手順等が適切	
切に整備されているか、又は整備される方針が適切に	に整備されているか、又は整備される方針が適切に示さ	に整備されているか、又は整備される方針が適切に示さ	
示されていること。	れていること。	れていること。	
【解釈】	[ 【解釈】	【解釈】	
1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出される	1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出され	1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出され	
放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定	る放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定	る放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定	
し、並びにその結果を記録するために必要な手順等」	し、並びにその結果を記録するために必要な手順等」と	し、並びにその結果を記録するために必要な手順等」と	
とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果	は、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有	は、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有	
を有する措置を行うための手順等をいう。	する措置を行うための手順等をいう。	する措置を行うための手順等をいう。	
a) 重大事故等が発生した場合でも、工場等及びその周	a) 重大事故等が発生した場合でも、工場等及びその周	a) 重大事故等が発生した場合でも、工場等及びその周	
辺(工場等の周辺海域を含む。)において、モニタリ	辺(工場等の周辺海域を含む。)において、モニタリン	辺(工場等の周辺海域を含む。)において、モニタリン	
ング設備等により、発電用原子炉施設から放出され	グ設備等により、発電用原子炉施設から放出される放射	グ設備等により、発電用原子炉施設から放出される放射	
る放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測	性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並び	性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並び	
定し、並びにその結果を記録するために必要な手順	にその結果を記録するために必要な手順等を整備する	にその結果を記録するために必要な手順等を整備する	
等を整備すること。	こと。	こと。	
b) 常設モニタリング設備が、代替交流電源設備からの	   b) 常設モニタリング設備が、代替交流電源設備からの	b) 常設モニタリング設備が、代替交流電源設備からの	
<b>給電を可能とすること。</b>	給電を可能とすること。	<b>給電を可能とすること。</b>	
.,,			-1

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 差異理由 c)敷地外でのモニタリングは、他の機関との適切な連

c) 敷地外でのモニタリングは、他の機関との適切な連 携体制を構築すること。

女川原子力発電所 2号炉

2 事故後の周辺汚染により測定ができなくなることを避けるため、バックグラウンド低減対策手段を検討しておくこと。

重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺 (発電所の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施 設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監 視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設 備を整備する。また、重大事故等が発生した場合に、発 電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及 びその結果を記録するための設備を整備する。ここで は、これらの対処設備を活用した手順等について説明す る。

- 1.17.1 対応手順と設備の選定
- (1) 対応手段と設備の選定の考え方

重大事故等が発生した場合に、発電所及びその 周辺(発電所の周辺海域を含む。)において発電用 原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び 放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果 を記録するための対応手段と重大事故等対処設備 を選定する。

また,重大事故等が発生した場合に,発電所に おいて風向,風速その他の気象条件を測定し,及 びその結果を記録するための対応手段と重大事故 等対処設備を選定する。

重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応 を行うための対応手段と自主対策設備※1を選定 する。

※1 自主対策設備:技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。

選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準」(以下「審査基準」という。)だけでなく、「設置許可基準規則」第六十条及び「技術基準規則」第七十五条(以下「基準規則」という。)の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、重大事故等対処設備及び自主対策設備との関係を明確にする。

c) 敷地外でのモニタリングは、他の機関との適切な連携体制を構築すること。

泊発電所3号炉

2 事故後の周辺汚染により測定ができなくなることを避けるため、バックグラウンド低減対策手段を検討しておくこと。

重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺 (発電所の周辺海域を含む。)において原子炉施設から 放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及 び測定し、並びにその結果を記録するための設備を整備 している。また、重大事故等が発生した場合に、発電所 において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びそ の結果を記録するための設備を整備している。ここで は、この対処設備を活用した手順等について説明する。

- 1.17.1 対応手段と設備の選定
- (1) 対応手段と設備の選定の考え方

重大事故等が発生した場合に、発電所及びその 周辺(発電所の周辺海域を含む。)において原子炉 施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線 量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録 するために必要な対応手段及び重大事故等対処設 備を選定する。

また,重大事故等が発生した場合に,発電所に おいて風向,風速その他の気象条件を測定し,及 びその結果を記録するために必要な対応手段及び 重大事故等対処設備を選定する。

重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を 行うための対応手段及び多様性拡張設備<sup>※1</sup>を選定 する。

※1 多様性拡張設備:技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、 プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。

選定した重大事故等対処設備により,技術的能力審査基準(以下,「審査基準」という。)だけでなく,設置許可基準規則第六十条及び技術基準規則第七十五条(以下,「基準規則」という。)の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに,多様性拡張設備との関係を明確にする。

(2) 対応手段と設備の選定の結果

(添付資料1.17.1)

- c) 敷地外でのモニタリンクは、他の機関との適切な連携体制を構築すること。
- 2 事故後の周辺汚染により測定ができなくなることを避けるため、バックグラウンド低減対策手段を検討しておくこと。

重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺 (発電所の周辺海域を含む。)において原子炉施設から 放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及 び測定し、並びにその結果を記録するための設備を整備 している。また、重大事故等が発生した場合に、発電所 において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びそ の結果を記録するための設備を整備している。ここで は、この対処設備を活用した手順等について説明する。

- 1.17.1 対応手段と設備の選定
- (1) 対応手段と設備の選定の考え方

重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する

また、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。

重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を 行うための対応手段及び多様性拡張設備<sup>\*1</sup>を選定す る。

※1 多様性拡張設備: 技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。

選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準(以下「審査基準」という。)だけでなく、設置許可基準規則第六十条及び技術基準規則第七十五条(以下「基準規則」という。)の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、多様性拡張設備との関係を明確にする。

(添付資料 1.17.1)

(2) 対応手段と設備の選定の結果

記載表現の相違

記載表現の相違

記載表現の相違

(2) 対応手段と設備の選定の結果

1.17-6

1.17 監視測定

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

	泊発電所3号炉 技術的能力 比較		請所又は記載内容の相違(記載方針の相違 表現、設備名称の相違(実質的な相違な l
規測定等に関する手順等		秋子: 記載衣	で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
上記「(1) 対応手段と設備の選定の考え方」に	審査基準及び基準規則からの要求により選定し	審査基準及び基準規則からの要求により選定し	記載表現の相違
基づき選定した対応手段及び「審査基準」,「基準	た対応手段とその対応に使用する重大事故等対処	た対応手段とその対応に使用する重大事故等対処	
規則」からの要求により選定した対応手段とその	設備と多様性拡張設備を以下に示す。	設備と多様性拡張設備を以下に示す。	
対応に使用する重大事故等対処設備,資機材及び	1	I	
自主対策設備を以下に示す。	1	I	
なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設	なお,重大事故等対処設備,多様性拡張設備及	なお、重大事故等対処設備、多様性拡張設備及	記載表現の相違
備等と整備する手順についての関係を第1.17-1	び整備する手順についての関係を第1.17.1表に示	び整備する手順についての関係を第1.17.1表に示	
表に整理する。	す。	す。	
a. 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の対応手段	a. 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の対応手段	a. 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の対応手	
及び設備	及び設備	段及び設備	
(a) 対応手段	(a) 対応手段	(a) 対応手段	
重大事故等が発生した場合に、発電所及びそ	重大事故等が発生した場合に、発電所及びそ	重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周	
の周辺(発電所の周辺海域を含む。)の放射線量	の周辺(発電所の周辺海域を含む。)の放射線量	辺(発電所の周辺海域を含む。)の放射線量を測定	
を測定する手段がある。放射線量の測定で使用	を測定する手段がある。	する手段がある。	
する設備は以下のとおり。	放射線量の測定で使用する設備は以下のとお	放射線量の測定で使用する設備は以下のとおり。	
, - , - , - , - , - , - , - , - , - , -	b.		
・モニタリングポスト	<ul><li>・モニタリングポスト及びモニタリングステ</li></ul>	<ul><li>・モニタリングステーション及びモニタリングポ</li></ul>	
	ーション	スト	
・可搬型モニタリングポスト	・可搬型モニタリングポスト	· 可搬式モニタリングポスト	
・データ処理装置	1	I	記載方針の相違
・可搬型放射線計測装置(電離箱サーベイメー	<ul><li>・電離箱サーベイメータ</li></ul>	• 電離箱サーベイメータ	
タ)	• 小型船舶	• 小型船舶	
• 小型船舶	重大事故等が発生した場合に、発電所及びそ	重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周	
重大事故等が発生した場合に、発電所及びそ	の周辺(発電所の周辺海域を含む。)の放射性物	辺(発電所の周辺海域を含む。)の放射性物質の濃	
の周辺(発電所の周辺海域を含む。)の放射性物	質の濃度を測定する手段がある。	度を測定する手段がある。	
質の濃度を測定する手段がある。放射性物質の	放射性物質の濃度を測定する設備は以下のと	放射性物質の濃度を測定する設備は以下のとお	
濃度の測定で使用する設備は以下のとおり。	おり。	<b>り</b> 。	
1	1	I	記載箇所の相違
• 放射能観測車	• 放射能測定装置	· 可搬型放射線計測装置	
・可搬型放射線計測装置 (可搬型ダスト・よう	(可搬型ダスト・よう素サンプラ, GM汚染	(可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメー	
素サンプラ, γ線サーベイメータ, β線サ	サーベイメータ, NaI(T1)シンチレーショ	タ、NaIシンチレーションサーベイメー	
ーベイメータ及びα線サーベイメータ)	ンサーベイメータ, α線シンチレーショ	タ、 Z n S シンチレーションサーベイメー	
	ンサーベイメータ, β線サーベイメー	タ、β線サーベイメータ)	
	9)	I	
• 小型船舶	・小型船舶	・小型船舶	
1	・放射能観測車	・移動式放射能測定装置(モニタ車)	
· Ge 半導体式試料放射能測定装置	• Ge半導体測定装置	· γ 線多重波高分析装置	
·可搬型Ge 半導体式試料放射能測定装置	1	I	記載方針の相違
・ガスフロー測定装置	・GM計数装置	・GM計数装置	設備の相違①
	・ZnSシンチレーション計数装置	・Z n S シンチレーション計数装置	泊はα線の測定に ZnS シンチレーション

(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 放射線量の測定に使用する設備のうち、可搬 型モニタリングポスト, データ処理装置, 可搬 型放射線計測装置(電離箱サーベイメータ)及

- (b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備 放射線量の測定に使用する設備のうち, 可搬 型モニタリングポスト,電離箱サーベイメータ 及び小型船舶は, 重大事故等対処設備と位置づ
- (b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備 放射線量の測定に使用する設備のうち、可搬式モ ニタリングポスト、電離箱サーベイメータ及び小型 船舶は、重大事故等対処設備と位置づける。

計数装置、β線の測定にGM計数装置を用

記載表現の相違

#### 記載方針の相違

泊はデータ処理装置を"可搬型モニタリ

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

監視測定等に関する手順等		小水丁 · 印山 联 汉 ·	見、設備名称の相違(実質的な相違な
女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
び小型船舶は、重大事故等対処設備として位置	ける。		ングポスト"に含めて記載。
付ける。			
また、放射性物質の濃度の測定に使用する設	また,放射性物質の濃度の測定に使用する設	また、放射性物質の濃度の測定に使用する設備の	
備のうち, 可搬型放射線計測装置 (可搬型ダス	備のうち、放射能測定装置(可搬型ダスト・よ	うち、可搬型放射線計測装置(可搬式ダストサンプ	
ト・よう素サンプラ, γ線サーベイメータ, β	う素サンプラ, GM汚染サーベイメータ, NaI(T1)	ラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーション	
線サーベイメータ及びα線サーベイメータ)及	シンチレーションサーベイメータ, $\alpha$ 線シンチ	サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイ	
び小型船舶は,重大事故等対処設備として位置	レーションサ <b>ーベイメー</b> タ, β線サーベイメー	メータ、β線サーベイメータ)及び小型船舶を重大	
付ける。	タ)及び小型船舶を重大事故等対処設備と位置 づける。	事故等対処設備と位置づける。	
これらの選定した設備は、「審査基準」及び	これらの選定した設備は、審査基準及び基準	これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則	
「基準規則」に要求される設備として全て網羅	規則に要求される設備がすべて網羅されてい	に要求される設備がすべて網羅されている。	記載表現の相違
されている。	る。		
以上の重大事故等対処設備により,発電所及	以上の重大事故等対処設備により、発電所及	以上の重大事故等対処設備により、発電所及びそ	
びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)におい	びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)におい	の周辺(発電所の周辺海域を含む。)において原子	
て発電用原子炉施設から放出される放射性物質	て原子炉施設から放出される放射性物質の濃度	炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線	
の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並	及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにそ	量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録で	
びにその結果を記録できる。	の結果を記録できる。	きる。	
また、以下の設備はプラント状況によっては	また、以下の設備を多様性拡張設備と位置づ	また、以下の設備を多様性拡張設備と位置づけ	記載表現の相違
事故対応に有効な設備であるため, 自主対策設 備と位置付ける。あわせて, その理由を示す。	ける。あわせて、その理由を示す。	る。あわせて、その理由を示す。	
・モニタリングポスト	<ul><li>モニタリングポスト及びモニタリングステ</li></ul>	<ul><li>モニタリングステーション及びモニタリングポ</li></ul>	
	ーション	スト	
	モニタリングポスト及びモニタリングステー	モニタリングステーション及びモニタリングポス	記載表現の相違
	ションは、耐震性を有していないが、日常的に	トは、設置場所の制約により、津波の影響を受ける	
	発電所及びその周辺において放射線量の測定に	可能性があることから、設備が健全である場合は、	
	使用しており、重大事故等時に使用できる場合	放射線量の測定手段として有効である。	
	は、放射線量の測定手段として有効である。		
• 放射能観測車	• 放射能観測車	・移動式放射能測定装置(モニタ車)	
	放射能観測車は、耐震性を有していないが、	移動式放射能測定装置(モニタ車)は、日常的に	記載表現の相違
	日常的に発電所及びその周辺において放射性物	発電所及びその周辺において放射性物質の濃度測定	
	質の濃度測定に使用しており、重大事故等時に	に使用しており、走行している場合があるため、重	
	使用できる場合は、放射性物質の濃度測定手段	大事故等時に使用できる場合は、放射性物質の濃度	
	として有効である。	の測定手段として有効である。	
· Ge 半導体式試料放射能測定装置	・Ge半導体測定装置	・ γ 線多重波高分析装置	
·可搬型Ge 半導体式試料放射能測定装置	and Net all core		記載方針の相違
・ガスフロー測定装置	・GM計数装置	・GM計数装置	設備の相違①
マロボは ハ *** / II (	・ZnSシンチレーション計数装置	・Ζη Sシンチレーション計数装置	
耐震性は確保されていないが、健全性が確認	Ge半導体測定装置, GM計数装置, ZnSシンチレ	γ線多重波高分析装置、GM計数装置、ZnSシ	記載表現の相違
できた場合において、重大事故等時の放射性物	ーション計数装置の設備は、耐震性を有してお	ンチレーション計数装置の設備は、耐震性を有して	
質の濃度及び放射線量を測定するための手段と	らず、また、同様な機能を有する重大事故等対	おらず、また、同様な機能を有する重大事故等対処	
して有効である。	処設備と比較し測定終了までに時間を要する	設備と比較し測定終了までに時間を要するが、放射	
	が,放射性物質の濃度測定手段として有効であ る。	性物質の濃度の測定手段として有効である。	
b. 風向, 風速その他の気象条件の測定の対応手段及	b. 風向, 風速その他の気象条件の測定の対応手段及	b. 風向、風速その他の気象条件の測定の対応手段及び	
び設備	び設備	設備	

1.17 魚

監視測定等に関する手順等	旧発電所3号炉 技術的能力 比	禄字:記載表	現、設備名称の相違(実質的な相違なし
女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
(a) 対応手段 重大事故等が発生した場合に、発電所におい て風向、風速その他の気象条件を測定する手段 がある。風向、風速その他の気象条件の測定で 使用する設備は以下のとおり。	(a) 対応手段 重大事故等が発生した場合に,発電所におい て,風向,風速その他の気象条件の測定の手段 がある。	(a) 対応手段 重大事故等が発生した場合に、発電所において、 風向、風速その他の気象条件の測定の手段がある。	記載表現の相違
<ul><li>・気象観測設備</li></ul>	→・可搬型気象観測設備 ・気象観測設備	・可搬式気象観測装置 ・気象観測設備	記載箇所の相違
· 代替気象観測設備 ◆			
・データ処理装置			記載方針の相違
(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備	(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備	(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備	記載表現の相違
風向、風速その他の気象条件の測定に使用する設備のうち、代替気象観測設備及びデータ処理は異け、重大事故符対処型機よして位置けば	風向,風速その他の気象条件の測定に使用する設備のうち,可搬型気象観測設備は重大事故等対処設備と位置づける。	風向、風速その他の気象条件の測定に使用する設備のうち、可搬式気象観測装置は重大事故等対処設	記載方針の相違
理装置は、重大事故等対処設備として位置付ける。 これらの選定した設備は、「審査基準」及び	等対処設備と位直づける。 これらの選定した設備は,審査基準及び基準 規則に要求される設備がすべて網羅されてい	備と位置づける。 これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則	記載表現の相違
「基準規則」に要求される設備として全て網羅 されている。	規則に要求される故郷が900円組されている。 る。	に要求される設備がすべて網羅されている。	<u> 記載衣焼り相達</u>
以上の重大事故等対処設備により、重大事故	以上の重大事故等対処設備により,重大事故	以上の重大事故等対処設備により、重大事故等が	
等が発生した場合に、発電所において風向、風	等が発生した場合に、発電所において風向、風	発生した場合に、発電所において風向、風速その他	
速その他の気象条件を測定し、及びその結果を	速その他の気象条件を測定し,及びその結果を	の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる。	
記録できる。	記録できる。		
また、以下の設備はプラント状況によっては 事故対応に有効な設備であるため、自主対策設 備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。	また,以下の設備を多様性拡張設備と位置づける。あわせて,その理由を示す。	また、以下の設備を多様性拡張設備と位置づけ る。あわせて、その理由を示す。	記載表現の相違
• 気象観測設備	• 気象観測設備	• 気象観測設備	
耐震性は確保されていないが、健全性が確認	以上の設備は、耐震性を有していないが、設	以上の設備は、耐震性を有していないが、設備が	記載表現の相違
できた場合において、風向、風速その他の気象	備が健全である場合は、風向、風速その他の気	健全である場合は、風向、風速その他の気象条件の	
条件を測定するための手段として有効である。	象条件の測定手段として有効である。	測定手段として有効である。	
c. モニタリングポストの電源回復又は機能回復の対	c. モニタリングポスト及びモニタリングステーショ	c. モニタリングステーション及びモニタリングポスト	
応手段及び設備	ンの代替交流電源の対応手段及び設備	の代替交流電源の対応手段及び設備	記載表現の相違
(a) 対応手段 今充法動力電源が専生し、エーカリングポス	(a)対応手段 今充済動力電源が恵生し、エーカリングポス	(a) 対応手段	
全交流動力電源が喪失し,モニタリングポス トの電源が喪失した場合,モニタリングポスト	全交流動力電源が喪失し,モニタリングポス ト及びモニタリングステーションの電源が喪失	全交流動力電源が喪失し、モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源が喪失した場	
の電源を回復させるため、モニタリングポスト	した場合、モニタリングポスト及びモニタリン	合、モニタリングステーション及びモニタリングポ	記載表現の相違
専用の無停電電源装置及び常設代替交流電源設	グステーションの機能を回復させるため、代替	ストの機能を回復させるため、代替交流電源設備	記載方針の相違
備から給電する手段がある。	交流電源設備 (代替非常用発電機) からの給電 手段がある。	(電源車(緊急時対策所用))からの給電手段がある。	設備の相違②
なお、モニタリングポストの電源を回復して	なお、全交流動力電源の喪失が継続し、モニ	なお、全交流動力電源の喪失が継続し、モニタリ	記載表現の相違
もモニタリングポストの機能が回復しない場合	タリングポスト及びモニタリングステーション	ングステーション及びモニタリングポストの機能が	
は、可搬型モニタリングポスト及びデータ処理	の機能が回復しない場合は,可搬型モニタリン	回復しない場合は、可搬式モニタリングポストによ	記載方針の相違
装置により代替測定する手段がある。	グポストにより代替測定する手段がある。	り代替測定する手段がある。	
モニタリングポストの電源回復又は機能回復	モニタリングポスト又はモニタリングステー	モニタリングステーション又はモニタリングポス	
で使用する設備は以下のとおり。	ションの機能回復等に使用する設備は以下のと	トの機能回復等に使用する設備は以下のとおり。	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由

#### おり。

・モニタリングポスト専用の無停電電源装置

女川原子力発電所 2号炉

- 常設代替交流電源設備
- 可搬型モニタリングポスト
- ・データ処理装置
- (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備

モニタリングポストの電源回復又は機能回復 で使用する設備のうち、常設代替交流電源設 備、可搬型モニタリングポスト及びデータ処理 装置は、重大事故等対処設備として位置付け

これらの選定した設備は、「審査基準」及び 「基準規則」に要求される設備として全て網羅 されている。

以上の重大事故等対処設備により, 全交流動 力電源が喪失した場合においても, モニタリン グポストの電源又は機能を回復し, 発電所及び その周辺において発電用原子炉施設から放出さ れる放射線量を監視し、及び測定し、並びにそ の結果を記録できる。

また、以下の設備はプラント状況によっては 事故対応に有効な設備であるため、自主対策設 備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。

・モニタリングポスト専用の無停電電源装置

耐震性は確保されていないが、モニタリング ポストの電源が喪失した場合に、常設代替交流 電源設備から給電するまでの間のモニタリング ポストの機能を維持するための手段として有効 である。

d. 手順等

上記のa. b. 及びc. により選定した対応手段 に係る手順を整備する。(第1.17-1 表)

また, これらの手順は, 運転員, 重大事故等 対応要員及び放射線管理班※2の対応として 「非常時操作手順書(設備別)」及び「重大事故 等対応要領書」に定める。

- 代替非常用発雷機
- ・可搬型モニタリングポスト
- (b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備

泊発電所3号炉

全交流動力電源喪失時にモニタリングポスト 及びモニタリングステーションの機能回復する ための設備のうち、代替非常用発電機及び可搬 型モニタリングポストは重大事故等対処設備と 位置づける。

これらの選定した設備は、審査基準及び基準 規則に要求される設備がすべて網羅されてい

以上の重大事故等対処設備により, 全交流動 力電源が喪失した場合においても, 発電所及び その周辺において原子炉施設から放出される放 射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果 を記録できるため、

以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。 また, その設備の使用可能な状態等を示す。

モニタリングポスト及びモニタリングステ ーション専用の無停電電源装置及び非常用発

以上の設備は、モニタリングポスト及びモニ タリングステーション故障時にはモニタリング ポスト及びモニタリングステーションの機能を 回復できないが、モニタリングポスト及びモニ タリングステーションの電源が喪失した場合に モニタリングポスト又はモニタリングステーシ ョンの機能維持に有効である。

d. 手順等

上記のa., b.及びc.により選定した対応手 段に係る手順を整備する(第1.17.1表)。

また, 事故時に監視が必要となる計器及び給 電が必要となる設備についても整備する(第 1.17.2表、第1.17.3表)。

これらの手順は、発電所対策本部長※2及び放 管班員※3の対応として重大事故等における周辺 モニタリングに関する手順等に定める。

※2 発電所対策本部長:重大事故等発生時にお ける原子力防災管理者及び代行者をいう。

- 雷源車 (緊急時対策所用)
- ・可搬式モニタリングポスト

#### (b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備

大飯発電所3/4号炉

全交流動力電源喪失時にモニタリングステーショ ン及びモニタリングポストの機能を回復するための 設備のうち、電源車 (緊急時対策所用) 及び可搬式 モニタリングポストは重大事故等対処設備と位置づ ける。

これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則 に要求される設備がすべて網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、全交流動力電 源が喪失した場合においても、発電所及びその周辺 において原子炉施設から放出される放射線量を監視 し、及び測定し、並びにその結果を記録できるた め、以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。ま た、その設備の使用可能な状態等を示す。

モニタリングステーション及びモニタリングポ スト専用の無停雷電源装置

以上の設備は、モニタリングステーション及びモ ニタリングポスト故障時にはモニタリングステーシ ョン及びモニタリングポストの機能を回復できない が、モニタリングステーション及びモニタリングポ ストの電源が喪失した場合にモニタリングステーシ ョン又はモニタリングポストの機能維持に有効であ

d. 手順等

上記のa.、b.及びc.により選定した対応手段に係 る手順を整備する(第1.17.1表)。

また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必 要となる設備についても整備する(第1.17.2表、第 1.17.3表)。

これらの手順は、発電所対策本部長※2及び緊急安 全対策要員※3の対応として重大事故等における周辺 モニタリングに関する手順等に定める。

※2 発電所対策本部長: 重大事故等発生時におけ る発電所原子力防災管理者及び代行者をいう。

記載方針の相違

設備の相違②

記載方針の相違

記載表現の相違

設備の相違②

記載表現の相違 記載方針の相違

記載表現の相違

記載表現の相違

記載表現の相違

記載表現の相違

設備の相違③

泊は各モニタリングポスト・ステーショ ンに非常用発電機(自主設置)を設置して

記載表現の相違

記載表現の相違、記載箇所の相違

記載表現の相違

記載方針の相違

<u>監視測定等に関する手順等</u> 女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
メ川原丁刀光电別とらか	[	八欧光电/ 13/ 4 分》	<b>左</b> 共华田
※2 放射線管理班: 重大事故等対策要員のうち 放射線管理班の班員をいう。 事故時に監視が必要となる計器及び給電が必 要となる設備についても整備する。(第1.17-2 表,第1.17-3 表)	※3 放管班員:発電所災害対策要員のうち放管 班の班員をいう。	※3 緊急安全対策要員: 重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき現場の活動を行う要員のうち、運転員等以外の要員をいう。	記載表現の相違
1.17.2 重大事故等時の手順等 1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺 (発電所の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施 設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監 視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、以下の手段を用いた手順を整備する。 重大事故等時におけるモニタリングポスト及び可搬 型モニタリングポストを用いた放射線量の測定は、連 続測定を行う。また、放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)の測定及び海上モニタリングの測定頻度 は、1回/日以上とする。ただし、発電用原子炉施設	1.17.2 重大事故等時の手順等 1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺 (発電所の周辺海域を含む。)において原子炉施設から 放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、 及び測定し、並びにその結果を記録するため、以下の 手段を用いた手順を整備する。	1.17.2 重大事故等時の手順等 1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺 (発電所の周辺海域を含む。)において原子炉施設から 放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及 び測定し、並びにその結果を記録するため、以下の手段 を用いた手順を整備する。	<u>記載箇所の相違</u> 、記載表現の相違
の状態,放射性物質の放出状況及び海洋の状況を考慮し、測定しない場合もある。得られた放射性物質の濃度及び放射線量並びに「1.17.2.2 風向,風速その他の気象条件の測定の手順等」の気象データから放射能放出率を算出し、放出放射能量を求める。	得られた放射性物質の濃度及び放射線量及び後述の「1.17.2.2 風向,風速その他の気象条件の測定の手順等」の気象データから放射能放出率を算出し,放出放射能量を求める。 重大事故等時の放射性物質の濃度及び放射線量の測定頻度については,可搬型モニタリングポスト(モニタリングポスト及びモニタリングステーションが使用できる場合はモニタリングポスト及びモニタリングステーションを使用)を用いた放射線量の測定は連続測定を行う。放射性物質の濃度の測定(空気中,水中,土壌中)及び海上モニタリングは,1回/日以上を目安とするが,測定頻度は原子炉施設の状態及び放射性物質の放出状況を考慮し変更する。	得られた放射性物質の濃度、放射線量及び後述の「1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等」の気象データから放射能放出率を算出し、放出放射能量を求める。 重大事故等時の放射性物質の濃度及び放射線量の測定頻度については、可搬式モニタリングポスト(モニタリングステーション及びモニタリングポストが使用できる場合はモニタリングステーション及びモニタリングポストを使用)を用いた放射線量の測定は連続測定を行う。放射性物質の濃度の測定(空気中、水中、土壌中)及び海上モニタリングは、1回/日以上を目安とするが、測定頻度は原子炉施設の状態及び放射性物質の放出状況を考慮し変更する。	
事故後の周辺汚染により、モニタリングポストでの 放射線量の測定ができなくなることを避けるため、モニタリングポストの検出器保護カバーを交換する等の バックグラウンド低減対策を行う。 事故後の周辺汚染により、可搬型モニタリングポストでの放射線量の測定ができなくなることを避けるため、可搬型モニタリングポストの養生シートを交換す	事故後の周辺汚染によりモニタリングポスト,モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの放射線量の測定ができなくなることを避けるため,バックグラウンド低減対策を行う。	事故後の周辺汚染によりモニタリングステーション、 モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの放 射線量の測定ができなくなることを避けるため、バック グラウンド低減対策を行う。	記載方針の相違 記載方針の相違
る等のバックグラウンド低減対策を行う。 事故後の周辺汚染により、放射性物質の濃度の測定 ができなくなることを避けるため、検出器の周辺を遮 蔽材で囲む等のバックグラウンド低減対策を行う。	事故後の周辺汚染により放射能測定装置の放射性物質の濃度測定不能となった場合,検出器の周辺を遮蔽 材で囲むこと等のバックグラウンド低減対策を行う。	事故後の周辺汚染により可搬型放射線計測装置の放射 性物質の濃度の測定が不能となった場合、検出器の周辺 を遮蔽材で囲むこと等のバックグラウンド低減対策を行	記載表現の相違

<u>監視測定等に関する手順等</u>			元、以間右が砂がほと、大負的な作品は
女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
(1) モニタリングポストによる放射線量の測定	(1) モニタリングポスト及びモニタリングステーションによる放射線量の測定 重大事故等時の発電所敷地境界付近の放射線量は、モニタリングポスト及びモニタリングステーションにより監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。	う。 (1) モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定 重大事故等時の発電所敷地境界付近の放射線量は、モニタリングステーション及びモニタリングポストにより監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。	記載方針の相違
モニタリングポストは、通常時から放射線量を連続測定しており、重大事故等時に放射線量の測定機能等が喪失していない場合は、継続して放射線量を連続測定し、測定結果は、モニタリングポスト局舎内で電磁的に記録し、約2か月分保存する。また、モニタリングポストによる放射線量の測定は、自動的な連続測定であるため、手順を要するものではない。 なお、モニタリングポストが機能喪失した場合は、「1.17.2.1 (2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量のはよる放射線量の測定及び代替測定」を行う。	モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、通常時から放射線量を連続測定しており、重大事故等時に放射線量の測定機能が喪失していない場合は、継続して放射線量を連続測定し、測定結果は記録紙に記録し、保存する。なお、モニタリングポスト及びモニタリングステーションによる放射線量の測定は、手順を要するものではなく自動的な連続測定である。	モニタリングステーション及びモニタリングポストは、通常時から放射線量を連続測定しており、重大事故等時に放射線量の測定機能が喪失していない場合は、継続して放射線量を連続測定し、測定結果は記録紙に記録し、保存する。なお、モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定は、手順を要するものではなく自動的な連続測定である。	<ul><li>設備の相違</li><li>泊は中央制御室にて記録・保存する。</li><li>記載表現の相違</li><li>記載方針の相違</li></ul>
(2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定 重大事故等時にモニタリングポストが機能喪失した場合,可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定を行う。また,「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合,モニタリングポストが設置されていない海側に可搬型モニタリングポストを2台設置し,放射線量の測定を行う。さらに,緊急時対策所の加圧判断のため,緊急時対策建屋屋上に可搬型モニタリングポ	(2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替 測定 重大事故等時にモニタリングポスト又はモニタ リングステーションが機能喪失した場合,	(2) 可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定 重大事故等時にモニタリングステーション又はモニタリングポストが機能喪失した場合、	記載方針の相違 女川はMP代替のほかに原災法10条事 象発生時に発電所海側に2台、緊対所屋 上に1台設置する分をまとめて記載して いる。(泊は「(3) 可搬型モニタリングポ ストによる原子炉格納施設を囲む12箇所 の放射線量の測定」で記載)
ストを1台設置し、放射線量の測定を行う。 可搬型モニタリングポストにより放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17-1図に示す。 可搬型モニタリングポストによる代替測定地点については、測定データの連続性を考慮し、各モニタリングポストに隣接した位置に設置することを原則とする。 可搬型モニタリングポストの設置場所及び保管場所を第1.17-2図に示す。 ただし、地震・火災等で設置場所にアクセスす	可搬型モニタリングポストにより放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17.1図に示す。 可搬型モニタリングポストによる代替測定地点については、計測データの連続性を考慮し、各モニタリングポスト及びモニタリングステーションに隣接した位置に設置することを原則とし、第1.17.2図に示す。	可搬式モニタリングポストにより放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17.1 図に示す。 可搬式モニタリングポストによる代替測定地点については、計測データの連続性を考慮し、モニタリングステーション及び各モニタリングポストに隣接した位置に配置することを原則とし、第1.17.2 図に示す。	記載表現の相違 記載表現の相違
たたし、地震・火火等で設置場所にアクセスすることができない場合は、アクセスルート上の車両等で運搬できる範囲に設置場所を変更する。 a. 手順着手の判断基準	定にし、地震等でアクセス不能となった代替側 定については、可搬型モニタリングポストにより 原子炉中心から同じ方向の測定にて確認する。 a. 手順着手の判断基準	にたし、地震等でアクセス不能となった代替測定 については、可搬式モニタリングポストにより原子 炉中心から同じ方向の測定にて確認する。 a. 手順着手の判断基準	正収衣先の相達

1.17 監

残量が少ない場合,予備の外部バッテリーと

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

学に関する手順等 カル原子も発電形の品に	治水電形り上店	十年改委託 2 / 4 巴尼	差異理由
女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	
重大事故等時,発電所対策本部長が緊急時対	重大事故等発生後、モニタリングポスト又は	重大事故等発生後、モニタリングステーション又は	記載表現の相違
策所でモニタリングポストの指示値及び警報表	モニタリングステーションの故障等により, モ	モニタリングポストの故障等により、モニタリングス	
示を確認し、モニタリングポストの放射線量の	ニタリングポスト及びモニタリングステーショ	テーション及びモニタリングポストのいずれかの放射	
測定機能が喪失したと判断した場合。	ンのいずれかの放射線量の測定機能が喪失した	線量の測定機能が喪失した場合。	
また、海側及び緊急時対策建屋屋上への設置	場合。		記載方針の相違
については、発電所対策本部長が、「原子力災害			
対策特別措置法」第10 条特定事象が発生したと			
判断した場合。			
	モニタリングポスト又はモニタリングステー	モニタリングステーション又はモニタリングポスト	記載方針の相違
	ションの測定機能喪失の確認については、中央	の測定機能喪失の確認については、中央制御室の野外	
	制御室の環境監視盤等の指示値及び警報表示に	モニタ監視盤の指示値及び警報表示にて確認する。	
	て確認する。	y majorna vija v jihove v vijaja v voj	
操作手順	b. 操作手順	b. 操作手順	
可搬型モニタリングポストによる放射線量の	可搬型モニタリングポストによる放射線量の	可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測	
測定及び代替測定についての手順の概要は以下	代替測定を行う手順の概要は以下のとおり。こ	定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャ	記載方針の相違
のとおり。このタイムチャートを第1.17-3	のタイムチャートを第1.17.3図に示す。	ートを第1.17.3 図に示す。	記載表現の相違
図, 第1.17-4図及び第1.17-5 図に示す。	の テイム アイ 下を 知 1.11.3 国に か り。	1.11.3 MICAY 9 0	山戦などかり作り生
	① 珍雪正対学大切目は チ順美チの判断甘淮に	① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づ	
①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基	① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に		H-HII O HOLE
づき、放射線管理班員及び重大事故等対応要	基づき、放管班長に可搬型モニタリングポス	き、緊急安全対策要員に可搬式モニタリングポス	体制の相違
員に可搬型モニタリングポストによる放射線	トによる放射線量の代替測定の開始を指示す	トによる放射線量の代替測定の開始を指示する。	
量の測定及び代替測定の開始を指示する。そ	る。		記載方針の相違
の際、発電所対策本部長は、アクセスルート			記載方針の相違
等の被災状況を考慮し、設置場所を決定する。			
	② 放管班員は、緊急時対策所内の可搬型モニタ	② 緊急安全対策要員は、中央制御室に移動し、可搬式	運用方法の相違
	リングポスト監視用端末を起動する。	モニタリングポスト監視用端末を起動する。	
②放射線管理班員及び重大事故等対応要員は,第	③ 放管班員は、必要とする数量の可搬型モニタ	③ 緊急安全対策要員は、必要とする数量の可搬式モニ	体制の相違
1保管エリア、第2保管エリア及び緊急時対	リングポスト本体、バッテリ部及び衛星携帯	タリングポスト本体、バッテリ部及び衛星携帯アン	記載方針の相違
策建屋に保管してある可搬型モニタリングポ	アンテナ部を車等に積載し、測定場所まで運	テナ部を車両等に積載し、測定場所まで運搬、配置	女川は保管場所を記載
ストを車両等に積載し、設置場所まで運搬・	搬・設置し、緊急時対策所までデータが伝送	し、緊急時対策所までデータが伝送されていること	記載方針の相違
設置し、測定を開始する。緊急時対策所まで	されていることを確認し、監視・測定を開始	を確認し、監視、測定を開始する。	泊は詳細な機器構成を記載
データが伝送されていることを確認し, 監視	する。		記載表現の相違
を開始する。なお、可搬型モニタリングポス			記載方針の相違
トを設置する際に、あらかじめ可搬型モニタ			泊は可搬型モニタリングポストの
リングポスト本体を養生シートにより養生す			グラウンド低減対策を別項目で記載
ることで、可搬型モニタリングポストのバッ			/ / / / I MW/// C/// X H C HUS
クグラウンド低減対策を行う。			
		○ 取名中人共常再旦\\ □柳十十一月Ⅱ\\ げよっしの	
③放射線管理班員は、可搬型モニタリングポスト	④ 放管班員は、可搬型モニタリングポストの記	④ 緊急安全対策要員は、可搬式モニタリングポストの	
の記録装置(電子メモリ)に測定データを記	録装置(電子メモリ)に測定データを記録し、	記録装置(電子メモリ)に測定データを記録し、保	
録し、保存する。	保存する。	存する。	
なお, 記録装置の電源が切れた場合でも電子	なお、記録装置の電源が切れた場合でも電	なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモ	
メモリ内の測定データは消失しない。	子メモリ内の測定データは消失しない。	リ内の測定データは消失しない。	
④放射線管理班員は,使用中に外部バッテリーの	⑤ 放管班員は,使用中に充電池の残量が少ない	⑤ 緊急安全対策要員は、使用中に充電池の残量が少な	記載表現の相違
		) III A - Z/H A - Z/M A - Z/M A - A - Z/M A -	

い場合、予備の充電池と交換する(連続7日間以上

場合、予備の充電池と交換する。

監視測定等に関する手順等	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
女川原子力発電所 2 号炉			
交換する(外部バッテリーは連続5日以上使用可能である。なお、9台の可搬型モニタリングポストの外部バッテリーを交換した場合の所要時間は、作業開始を判断してから移動時間も含めて400分以内で可能である。)。	(連続3.5日間以上使用可能。)	使用可能)。	記載方針の相違 設備の相違
c. 操作の成立性     上記の対応のうち、モニタリングポストの代替測定(6台)は、放射線管理班員4名にて実施し、作業開始を判断してから270分以内で可能である。また、海側の測定(2台)は、放射線管理班員2名にて実施し、作業開始を判断してから90分以内で可能である。さらに、加圧判断用の測定(1台)は、重大事故等対応要員2名にて実施し、作業開始を判断してから40分以内で可能である。	c. 操作の成立性 上記の対応は、放管班員2名にて実施し、8 台設置した場合の所要時間は約3時間と想定す る。	c. 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員 4 名にて実施し、6 台配置した場合の所要時間は約3.5 時間と想定する。	記載表現の相違 運用の相違 記載方針の相違 運用方法の相違
内で可能である。 車両等で設置場所までの運搬ができない場合 は、アクセスルート上に車両等で運搬し、設置 する。 また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所 との連絡用に通信連絡設備を整備する。	車等による所定の場所までの運搬ができない場合は、アクセス可能な場所まで車等で運搬し、その後は台車等により運搬できるよう配慮する。 また、可搬型照明により夜間等でのアクセス性を確保し、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信設備を整備する。 (添付資料1.17.2,3,4,5)	車両等による所定の場所までの運搬ができない場合は、アクセス可能な場所まで車両等で運搬し、その後は台車等により運搬できるよう配慮する。 (添付資料 1.17.2、1.17.3、1.17.4、1.17.5)	記載表現の相違 記載方針の相違 泊は夜間等のアクセス性について記載。
	(3) 可搬型モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む12箇所の放射線量の測定原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合,発電所山側及び海側や緊急時対策所付近を含む原子炉格納施設を囲む12箇所の放射線量は,可搬型モニタリングポストにより監視し,及び測定し,並びにその測定結果を記録するための手順を整備する。ただし,多様性拡張設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーションが使用できる場合の8箇所の測定については,モニタリングポスト及びモニタリングステーションを優先して使用することとし,モニタリングポスト又はモニタリングステーションが機能喪失した場合の可搬型モニタリングポストによる代替測定については,1.17.2.1(2)項により実施する。可搬型モニタリングポストの設置位置を第1.17.4図に示す。	(3) 可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、発電所海側敷地境界方向を含む原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬式モニタリングポストにより監視し、及び測定し、並びにその測定結果を記録する。ただし、多様性拡張設備であるモニタリングステーション及びモニタリングステーション及びモニタリングステーション及びモニタリングポストの設置場所が2方位について重なるため4方位となる。)の測定については、モニタリングステーション及びモニタリングポストを優先して使用することとし、モニタリングポストを優先して使用することとし、モニタリングポストを優先して使用することとし、モニタリングポストの配置位でポストによる代替測定については、1.17.2.1(2)項により実施する。可搬式モニタリングポストの配置位置を第1.17.4 図に示す。	運用方法の相違 ・泊では既設のモニタリングポスト・ステーション8箇所に海側3箇所及び緊急時対策所1箇所の計12箇所に設置することとしている。

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	なお、モニタリングポスト、モニタリングステ	なお、上記に加えて、緊急時対策所内の加圧判断用	
	ーション及び可搬型モニタリングポストを緊急時	のモニタとして緊急時対策所付近に可搬式モニタリン	
	対策所内の加圧判断用のモニタとして使用する。	グポスト1台を同様に配置し、使用する。	
	a. 手順着手の判断基準	a. 手順着手の判断基準	
	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生し	
	発生した場合。	た場合。	
	b. 操作手順	b. 操作手順	
	可搬型モニタリングポストによる原子炉格納	可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を	
	施設を囲む12箇所の放射線量測定を行う手順の	囲む8方位及び緊急時対策所付近の放射線量測定を行	
	概要は以下のとおり。このタイムチャートを第	う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを	
	1.17.5図に示す。	第 1.17.5 図に示す。	
	① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に	① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づ	
	基づき、放管班長に可搬型モニタリングポス	き、緊急安全対策要員に可搬式モニタリングポスト	
	トによる原子炉格納施設を囲む12箇所の放射	による原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策	
	線量の測定開始を指示する。	所付近の放射線量の測定開始を指示する。	
	② 放管班員は、緊急時対策所内の可搬型モニタ	② 緊急安全対策要員は、中央制御室に移動し、可搬式	
	リングポスト監視用端末を起動する。	モニタリングポスト監視用端末を起動する。	
	③ 放管班員は、必要とする数量の可搬型モニタ	③ 緊急安全対策要員は、必要とする数量の可搬式モニ	
	リングポスト本体,バッテリ部及び衛星携帯	タリングポスト本体、バッテリ部及び衛星携帯アン	
	アンテナ部を車等に積載し、測定場所まで運	テナ部を車両等に積載し、測定場所まで運搬、配置	
	搬・設置し、緊急時対策所までデータが伝送	し、緊急時対策所までデータが伝送されていること	
	されていることを確認し,監視・測定を開始	を確認し、監視、測定を開始する。	
	する。		
	④ 放管班員は、可搬型モニタリングポストの記	④ 緊急安全対策要員は、可搬式モニタリングポストの	
	録装置(電子メモリ)に測定データを記録し、	記録装置(電子メモリ)に測定データを記録し、保	
	保存する。	存する。	
	なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子	なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモ	
	メモリ内の測定データは消失しない。	リ内の測定データは消失しない。	
	⑤ 放管班員は、使用中に充電池の残量が少ない	⑤ 緊急安全対策要員は、使用中に充電池の残量が少な	
	場合,予備の充電池と交換する。(連続3.5日	い場合、予備の充電池と交換する(連続7日間以上	
	間以上使用可能。)	使用可能)。	
	c. 操作の成立性	c. 操作の成立性	
	上記の対応は、放管班員2名にて実施し、可	上記の対応は、緊急安全対策要員4名にて実施し、	
	搬型モニタリングポストによる代替測定を含め	可搬式モニタリングポストによる代替測定を含めたモ	
	たモニタリングポスト及びモニタリングステー	ニタリングステーション及びモニタリングポストの測	
	ションの測定でカバーできない発電所海側3箇	定でカバーできない4方位及び緊急時対策所付近に対	
	所及び緊急時対策所1箇所に対して可搬型モニ	して可搬式モニタリングポストを配置する場合の一連	
	タリングポストを設置する場合の一連の作業の	の作業の所要時間は、約2.3時間と想定する。	
	所要時間は、約1時間50分と想定する。		
	車等による所定の場所までの運搬ができない	車両等による所定の場所までの運搬ができない場合	
	場合は、アクセス可能な場所まで車等で運搬	は、アクセス可能な場所まで車両等で運搬し、その後	
	し、その後は台車等により運搬できるよう配慮	は台車等により運搬できるよう配慮する。	
	する。		

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	また,可搬型照明により夜間等でのアクセス性を確保し,円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信設備を整備する。 (添付資料1.17.2,3,4,5)	( 添付資料 1. 17. 2、1. 17. 3、1. 17. 4、1. 17. 5)	
	(4) 放射性物質の濃度の代替測定 a. 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度 の測定 重大事故等時の放射性物質の濃度(空気中) は、放射能測定装置(可搬型ダスト・よう素サンプラ、GM汚染サーベイメータ、NaI(T1)シンチレーションサーベイメータ)により監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。放射性物質の濃度(空気中)を測定する優先順位は、多様性拡張設備である放射能観測車を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、放射能測定装置(可搬型ダスト・よう素サンプラ、GM汚染サーベイメータ、NaI(T1)シンチレーションサーベイメータ)を使用するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17.1図に示す。	(4) 放射性物質の濃度の代替測定 a. 可搬型放射線計測装置等による空気中の放射性物質の濃度の測定 重大事故等時の放射性物質の濃度(空気中)は、可搬型放射線計測装置(可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ)により監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。放射性物質の濃度(空気中)を測定する優先順位は、多様性拡張設備である移動式放射能測定装置(モニタ車)を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬型放射線計測装置(可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ)を使用するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17.1図に示す。	記載表現の相違 記載箇所の相違 女川は 1.17-18 ページに記載 記載表現の相違
	(a) 手順着手の判断基準 重大事故等発生後,放射能観測車に搭載しているダスト・よう素サンプラ又はダスト・よう素測定装置の故障等により,放射能観測車による放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合。	(a) 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、移動式放射能測定装置(モニタ車)に搭載しているダスト・よう素サンプラ、汚染サーベイメータ又はよう素モニタの故障等により、移動式放射能測定装置(モニタ車)による放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合。	記載表現の相違
	放射能観測車による測定機能喪失の確認については、放射能観測車に搭載しているダスト・よう素サンプラの稼働状況及びダスト・よう素測定装置の指示値にて確認する。	移動式放射能測定装置(モニタ車)による測定機 能喪失の確認については、移動式放射能測定装置 (モニタ車)に搭載しているダスト・よう素サンプ ラの稼働状況、並びに汚染サーベイメータ及びよう 素モニタの指示値にて確認する。	
	(b) 操作手順 放射能測定装置による放射性物質の濃度の代 替測定を行う手順の概要は以下のとおり。この タイムチャートを第1.17.6図に示す。	(b) 操作手順 可搬型放射線計測装置による放射性物質の濃度の 代替測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタ イムチャートを第 1.17.6 図に示す。	記載表現の相違
	① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に 基づき、放管班長に放射性物質の濃度の測定 開始を指示する。	① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急安全対策要員に放射性物質の濃度の 測定開始を指示する。	
	② 放管班員は、可搬型ダスト・よう素サンプラ	② 緊急安全対策要員は、可搬式ダストサンプラに	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	にダストろ紙及びよう素用カートリッジをセ	ダストろ紙及びよう素用カートリッジをセット	記載表現の相違
	ットし,放管班長が指示した場所において試	し、発電所対策本部長が指示した場所において	
	料を採取する。	試料を採取する。	
	③ 放管班員は、GM汚染サーベイメータ及び	③ 緊急安全対策要員は、汚染サーベイメータ及び	設備名称の相違
	NaI(T1)シンチレーションサーベイメータの	Na I シンチレーションサーベイメータの使用	
	使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は,	開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の	
	予備の乾電池と交換する。	乾電池と交換する。	
	④ 放管班員は、GM汚染サーベイメータにてダス	④ 緊急安全対策要員は、汚染サーベイメータにて	
	ト濃度を、NaI(T1)シンチレーションサーベイ	ダスト濃度を、NaIシンチレーションサーベ	記載表現の相違
	メータによりよう素濃度を監視・測定する。	イメータによりよう素濃度を監視、測定する。	HOTAL DEVILOR
	⑤ 放管班員は、現場で測定結果をサンプリング	⑤ 緊急安全対策要員は、現場で測定結果をサンプ	
			記載表現の相違
	記録用紙に記録し、保存する。	リング記録用紙に記録し、保存する。	<u> 記載衣処の相達</u>
	(c) 操作の成立性	(c) 操作の成立性	
	上記の対応は、放管班員2名にて実施し、一	上記の対応は、緊急安全対策要員2名にて実施	
	連の作業(1箇所当たり)の所要時間は、試料採	し、一連の作業(1箇所当たり)の所要時間は、試	記載表現の相違
	取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界	料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界	
	付近で、最大約1時間10分と想定する。	付近で、最大約75分と想定する。	運用の相違
	可搬型照明により夜間等でのアクセス性を確	円滑に作業ができるよう、緊急時対策所との連絡	記載方針の相違
	保し、円滑に作業ができるよう、緊急時対策所	用に通信設備等を整備する。	泊は夜間等のアクセス性について記載。
	との連絡用に通信設備を整備する。	/III-ZEITBANII II CIENII / Jo	THE STATE OF THE S
	(添付資料1.17.2, 6, 9)	(添付資料 1.17.2、1.17.6、1.17.8、1.17.9)	
(3) 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の	b. 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の	b. 移動式放射能測定装置(モニタ車)による空気中の	
測定	測定	放射性物質の濃度の測定	
周辺監視区域境界付近等の空気中の放射性物質	重大事故等時に発電所及びその周辺におい	重大事故等時に発電所及びその周辺において、放	記載表現の相違
の濃度を放射能観測車により監視し、及び測定	て、放射性物質の濃度(空気中)を放射能観測	射性物質の濃度(空気中)を移動式放射能測定装置	Na Maria
し、並びにその結果を記録するための手順を整備	車により監視し、及び測定し、並びにその結果	(モニタ車)により監視し、及び測定し、並びにそ	
する。	を記録するための手順を整備する。この手順の	の結果を記録するための手順を整備する。この手順	
7 ° <b>0</b> 0	フローチャートを第1.17.1図に示す。	のフローチャートを第1.17.1 図に示す。	
	プロット で表記: 11.1凶(C/N)。	77 г г ж.н. г Мислу,	
	放射能観測車は,通常時から放射性物質の濃	移動式放射能測定装置(モニタ車)は、通常時か	記載方針の相違
放射能観測車は、通常時は第2保管エリアに保	度を測定しており、重大事故等時に使用できる	ら放射性物質の濃度を測定しており、重大事故等時	記載表現の相違
管しており、重大事故等時に測定機能等が喪失し	場合は、継続して放射性物質の濃度を測定す	に使用できる場合は、継続して放射性物質の濃度を	記載表現の相違
ていない場合は、空気中の放射性物質の濃度を測	5.	測定する。	
定する。	0	MAC / 00	
なお,放射能観測車が機能喪失した場合は,			記載方針の相違
「1.17.2.1 (4) 可搬型放射線計測装置による空気			HU4X/7 F1 *> IHZE
中の放射性物質の濃度の代替測定」を行う。			
a. 手順着手の判断基準	(a) 手順着手の判断基準	(a) 手順着手の判断基準	
			シサキョの担告
発電所対策本部長が「原子力災害対策特別措置	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値	記載表現の相違
法」第10 条特定事象が発生したと判断した場合。	示値等を確認し、原子炉施設から放射性物質が	等を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出され	
	放出された場合において発電所及びその周辺の	た場合において発電所及びその周辺の空気中の放射	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

<u> </u>	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断 した場合。	性物質の濃度の測定が必要と判断した場合。	
b. 操作手順     放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17-6 図に示す。     ①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員に放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。	<ul> <li>(b) 操作手順 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.7図に示す。</li> <li>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放管班長に空気中の放射性物質の濃度の測定開始を指示する。</li> </ul>	<ul> <li>(b) 操作手順</li> <li>移動式放射能測定装置(モニタ車)による空気中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.7図に示す。</li> <li>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急安全対策要員に空気中の放射性物質の濃度の測定開始を指示する。</li> </ul>	記載表現の相違
する。 ②放射線管理班員は、発電所対策本部長の指示した場所に放射能観測車を移動し、ダスト・よう素サンプラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、試料を採取する。	② 放管班員は、放射能観測車のダスト・よう素サンプラに、ダストろ紙とよう素用カートリッジをセットし、放管班長が指示した場所において試料を採取する。	① 緊急安全対策要員は、発電所対策本部長の指示した場所において試料を採取する。	記載表現の相違
③放射線管理班員は、放射性ダスト測定装置によりダスト濃度、放射性よう素測定装置によりよう素濃度を監視・測定する。	③ 放管班員は、放射能観測車に積載のダスト測 定装置にてダスト濃度を、よう素測定装置に より、よう素濃度を監視・測定する。	③ 緊急安全対策要員は、移動式放射能測定装置 (モニタ車)のダスト・よう素サンプラに、ダ ストろ紙とよう素用カートリッジをセットし、 発電所対策本部長が指示した場所において試料 を採取する。	記載表現の相違
④放射線管理班員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。	④ 放管班員は、現場での測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。	<ul><li>④ 緊急安全対策要員は、移動式放射能測定装置 (モニタ車)に積載の汚染サーベイメータにて ダスト濃度を監視、測定するとともに、移動式 放射能測定装置(モニタ車)に積載のよう素モニタにより、よう素濃度を監視、測定する。</li><li>⑤ 緊急安全対策要員は、現場での測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</li></ul>	記載表現の相違
c. 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施 し、一連の作業(1か所当たり)は、作業開始 を判断してから80 分以内で可能である。	(c) 操作の成立性 上記の対応は、放管班員2名にて実施し、一 連の作業(1箇所当たり)の所要時間は、試料 採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境 界付近で、最大約1時間と想定する。 (添付資料1.17.2, 7, 9)	<ul> <li>(c) 操作の成立性</li> <li>上記の対応は、緊急安全対策要員2名にて実施し、一連の作業(1箇所当たり)の所要時間は、</li> <li>試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約75分と想定する。</li> <li>(添付資料1.17.2、1.17.6、1.17.7、1.17.9)</li> </ul>	記載表現の相違 <u>運用の相違</u>
また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所 との連絡用に通信連絡設備を整備する。			記載方針の相違
(4) 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定 重大事故等時に放射能観測車が機能喪失した場合,可搬型放射線計測装置(ダスト・よう素サンプラの代替として可搬型ダスト・よう素サンプラ,放射性よう素測定装置の代替としてγ線サーベイメータ,放射性ダスト測定装置の代替			記載箇所の相違 泊は1.17-16ページに記載 記載表現の相違

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

#### 1.17 監視測定等に関する手順等

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
としてβ線サーベイメータ)による空気中の放			
射性物質の濃度の代替測定を行う。可搬型放射			
線計測装置により空気中の放射性物質の濃度を			
監視し、及び測定し、並びにその結果を記録す			
るための手順を整備する。この手順のフローチ			
ャートを第1.17-1 図に示す。可搬型放射線計			記載方針の相違
測装置の保管場所を第1.17-7 図に示す。			
a. 手順着手の判断基準			
重大事故等時,発電所対策本部長が放射能観			
測車に搭載しているダスト・よう素サンプラの			
使用可否,放射性よう素測定装置及び放射性ダ			
スト測定装置の指示値を確認し、放射能観測車			
による空気中の放射性物質の濃度のいずれかの			
測定機能が喪失したと判断した場合。			
b. 操作手順			
可搬型放射線計測装置による空気中の放射性			
物質の濃度の代替測定についての手順の概要は			
以下のとおり。このタイムチャートを第1.17-8			
図に示す。			
①発電所対策本部長は, 手順着手の判断基準に基			
づき、放射線管理班員に可搬型放射線計測装置			
による空気中の放射性物質の濃度の代替測定			
の開始を指示する。			
②放射線管理班員は,可搬型放射線計測装置(y			
線サーベイメータ及びβ線サーベイメータ)の			
使用開始前に乾電池の残量を確認し、少ない場			
合は予備の乾電池と交換する。			
③放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置(可			
搬型ダスト・よう素サンプラ、y線サーベイメ			
ータ及びβ線サーベイメータ)を車両等に積載			
し、発電所対策本部長が指示した場所に運搬・			
移動し、可搬型ダスト・よう素サンプラにダス			
トろ紙及びよう素用カートリッジをセットし,			
試料を採取する。			
④放射線管理班員は, γ線サーベイメータにより			
よう素濃度、β線サーベイメータによりダスト			
濃度を監視・測定する。			
⑤放射線管理班員は、測定結果をサンプリング記			
録用紙に記録し、保存する。			
c. 操作の成立性			
上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施			

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 大飯発電所3/4号炉 差異理由 記載表現の相違 記載方針の相違

記載表現の相違

記載方針の相違

記載表現の相違

記載表現の相違

(5) 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放 射線量の測定

泊発電所3号炉

重大事故等時の発電所及びその周辺(発電所の 周辺海域を含む。) における、放射性物質の濃度 (空気中、水中、土壌中)及び放射線量は、放射 能測定装置(可搬型ダスト・よう素サンプラ, GM 汚染サーベイメータ、NaI(T1)シンチレーションサ ーベイメータ, α線シンチレーションサーベイメ ータ及び *β* 線サーベイメータ) 及び電離箱サーベ イメータにより監視し、及び測定し、並びにその 結果を記録する。

周辺海域については、小型船舶を用いた海上モ ニタリングを行う。これらのための手順を整備す

a. 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度

重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が 放出された場合において発電所及びその周辺の 空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断 した場合に, 放射性物質の濃度を測定する。

(a) 手順着手の判断基準

重大事故等の発生により、排気筒ガスモニタ 等の指示値を確認し,原子炉施設から放射性物 質が放出された場合において発電所及びその周 辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と 判断した場合。

(b) 操作手順

放射能測定装置による放射性物質及び放射線 量の測定のうち空気中の放射性物質の濃度の測 定についての手順の概要は以下のとおり。この タイムチャートを第1.17.6図に示す。

① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に

(5) 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及 び放射線量の測定 重大事故等時の発電所及びその周辺(発電所の周

辺海域を含む。) における、放射性物質の濃度(空気 中、水中、土壌中)及び放射線量は、可搬型放射線 計測装置(可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメ ータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、Z n Sシンチレーションサーベイメータ及びβ線サー ベイメータ)及び電離箱サーベイメータにより監視 し、及び測定し、並びにその結果を記録する。

発電所の周辺海域については、小型船舶を用いた 海上モニタリングを行う。これらのための手順を整 備する。

a. 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の 濃度の測定

重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出さ れた場合において発電所及びその周辺の空気中の放射 性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射性 物質の濃度を測定する。

(a) 手順着手の判断基準

重大事故等の発生により、排気筒ガスモニタ等の 指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出 された場合において発電所及びその周辺の空気中の 放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合。

(b) 操作手順

「可搬型放射線計測装置による放射性物質及び放射 線量の測定」のうち空気中の放射性物質の濃度の測 定についての手順の概要は以下のとおり。このタイ ムチャートを第1.17.6 図に示す。

① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づ

可搬型放射線計測装置の保管場所及び海水・ 排水試料採取場所を第1.17-7 図に示す。

女川原子力発電所 2号炉

(5) 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃

重大事故等時に発電所及びその周辺(発電所

の周辺海域を含む。) において、可搬型放射線計

測装置(可搬型ダスト・よう素サンプラ, γ線

サーベイメータ, β線サーベイメータ, α線サ

ーベイメータ及び雷離箱サーベイメータ)及び

小型船舶により、放射性物質の濃度(空気中、

水中、土壌中)及び放射線量を監視し、及び測

定し、並びにその結果を記録するための手順を

連絡用に通信連絡設備を整備する。

度及び放射線量の測定

整備する。

し、一連の作業(1か所当たり)は、作業開始 を判断してから100 分以内で可能である。ま た, 円滑に作業ができるよう緊急時対策所との

a. 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質 の濃度の測定

重大事故等時に発電用原子炉施設から気体状 の放射性物質が放出されたおそれがある場合に おいて発電所及びその周辺の空気中の放射性物 質の濃度の測定が必要と判断した場合に, 可搬 型放射線計測装置により空気中の放射性物質の 濃度の測定を行う。

(a) 手順着手の判断基準

重大事故等時, 発電所対策本部長がスタック 放射線モニタの指示値及び警報表示を確認し, スタック放射線モニタの放射性物質の濃度の測 定機能が喪失したと判断した場合。

又は、スタック放射線モニタの測定機能が喪 失しておらず、指示値に有意な変動を確認する 等、発電所対策本部長が発電用原子炉施設から 気体状の放射性物質が放出されたおそれがある と判断した場合。

(b) 操作手順

可搬型放射線計測装置による空気中の放射性 物質の濃度の測定を行う手順の概要は以下のと おり。このタイムチャートを第1.17-9 図に示 ①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基

1.17 - 20

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
づき,放射線管理班員に空気中の放射性物質の 濃度の測定の開始を指示する。	基づき,空気中の放射性物質の濃度の測定が 必要な場合,放管班長に作業開始を指示する。	き、空気中の放射性物質の濃度の測定が必要な場合、緊急安全対策要員に作業開始を指示する。	記載表現の相違
②放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置 (γ 線サーベイメータ、β線サーベイメータ及びα 線サーベイメータ)の使用開始前に乾電池の残 量を確認し、少ない場合は予備の乾電池と交換			記載箇所の相違
する。 ③放射線管理班員は,可搬型放射線計測装置(可	② 放管班員は、可搬型ダスト・よう素サンプラ	② 緊急安全対策要員は、発電所対策本部長の指示し	
搬型ダスト・よう素サンプラ, γ線サーベイメ	にダストろ紙及びよう素用カートリッジをセ	た場所において試料を採取する。	
ータ,β線サーベイメータ及びα線サーベイメ	ットし、 <mark>放管班長</mark> の指示した場所において試	③ 緊急安全対策要員は、可搬式ダストサンプラにダ	体制の相違
ータ)を車両等に積載し、 <mark>発電所対策本部長</mark> が	料を採取する。	ストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、	記載表現の相違
指示した場所に運搬・移動し,可搬型ダスト・よ		発電所対策本部長の指示した場所において試料を	
う素サンプラにダストろ紙及びよう素カート		採取する。	
リッジをセットし、試料を採取する。			
	<ul><li>③ 放管班員は、GM汚染サーベイメータ、NaI(T1)</li></ul>	④ 緊急安全対策要員は、汚染サーベイメータ、Na	
	シンチレーションサーベイメータ, α線シン	I シンチレーションサーベイメータ、ZnSシン	
	チレーションサーベイメータ及びβ線サーベ	チレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメ	
	イメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と充権され	ータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合 は、予備の乾電池と交換する。	
④放射線管理班員は,必要に応じて前処理を行	い場合は,予備の乾電池と交換する。 ④ 放管班員は,必要により前処理を行い,GM汚	⑤ 緊急安全対策要員は、必要に応じて前処理を行	
$v, \gamma$ 線サーベイメータによりガンマ線、 $\beta$ 線	染サーベイメータによりダスト濃度, NaI(T1)	い、汚染サーベイメータによりダスト濃度、Na	記載方針の相違
サーベイメータによりベータ線, α線サーベイ	シンチレーションサーベイメータによりよう	I シンチレーションサーベイメータによりよう素	HU4X/7 #1" > 1H/5
メータによりアルファ線を放出する放射性物	素濃度, α線シンチレーションサーベイメー	濃度、ZnSシンチレーションサーベイメータに	
質の濃度(空気中)を監視・測定する。	タにより α線 (ウラン, プルトニウム等), β	より α 線 (ウラン、プルトニウム等)、 β 線サー	
	線サーベイメータにより β線(ストロンチウ	ベイメータにより β線 (ストロンチウム等) を監	
また、自主対策設備であるGe 半導体式試料	ム等)を監視・測定する。放射能測定装置が使	視、測定する。可搬型放射線計測装置が使用でき	記載表現の相違
放射能測定装置,可搬型Ge 半導体式試料放射	用できない場合,多様性拡張設備であるZnSシ	ない場合、多様性拡張設備であるZnSシンチレ	
能測定装置、ガスフロー <mark>測定装置</mark> が健全であれ	ンチレーション計数装置, GM計数装置, Ge半	ーション計数装置、GM計数装置、γ線多重波高	設備の相違①
ば,必要に応じて前処理を行い,測定する。	導体測定装置が健全であれば、必要に応じて	分析装置が健全であれば、必要に応じて前処理を	
	前処理を行い、測定する。	行い、測定する。	
なお, 測定は, 重大事故等対処設備である可			記載方針の相違
搬型放射線計測装置による測定を優先する。			
⑤放射線管理班員は、測定結果をサンプリング記	⑤ 放管班員は、現場で測定結果をサンプリング	⑥ 緊急安全対策要員は、現場で測定結果をサンプリ	
録用紙に記録し、保存する。	記録用紙に記録し、保存する。	ング記録用紙に記録し、保存する。	記載表現の相違
(c) 操作の成立性	(c) 操作の成立性	(c) 操作の成立性	
上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施	上記の対応は、放管班員2名にて実施し、一	上記の対応は、緊急安全対策要員2名にて実施	
し,一連の作業(1か所当たり)は,作業開始	連の作業(1箇所当たり)の所要時間は,試料	し、一連の作業(1箇所当たり) の所要時間は、試	記載表現の相違
を判断してから100 分以内で可能である。	採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境	料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界	
	界付近で,最大約1時間10分と想定する。	付近で、最大約 75 分と想定する。	運用方法の相違
	可搬型照明により夜間等でのアクセス性を確	円滑に作業ができるよう、緊急時対策所との連絡	記載方針の相違
また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所	保し、円滑に作業ができるよう、緊急時対策所	用に通信設備等を整備する。	泊は夜間等のアクセス性について記載
との連絡用に通信連絡設備を整備する。	との連絡用に通信設備を整備する。		記載表現の相違

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	(添付資料1.17.2, 6, 9)	( 添付資料 1.17.2、1.17.6、1.17.9)	
b. 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の 濃度の測定 重大事故等時に発電用原子炉施設から液体状 の放射性物質が放出されたおそれがある場合に おいて発電所及びその周辺の水中の放射性物質 の濃度の測定が必要と判断した場合に,可搬型 放射線計測装置により水中の放射性物質の濃度 の測定を行う。	b. 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の 測定 重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が 放出のおそれがある,又は放出された場合に, 放射能測定装置により水中の放射性物質の濃度 の測定を行う。	b. 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定 重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出の おそれがある、又は放出された場合に、可搬型放射線 計測装置により水中の放射性物質の濃度の測定を行 う。	記載表現の相違
ODDANCE 11 7 °	海水,排水の試料採取場所を第1.17.8図に示 す。	海水、排水の試料採取場所を第1.17.8図に示す。	記載方針の相違
(a) 手順着手の判断基準 重大事故等時,発電所対策本部長が放射性廃棄物放出水モニタの指示値及び警報表示を確認 し,放射性廃棄物放出水モニタの放射性物質の 濃度の測定機能が喪失したと判断した場合。	(a) 手順着手の判断基準	(a) 手順着手の判断基準	記載方針の相違
又は、放射性廃棄物放出水モニタの測定機能 が喪失しておらず、指示値に有意な変動を確認 する等、発電所対策本部長が発電用原子炉施設 から発電所の周辺海域へ放射性物質が含まれる 水が放出されたおそれがあると判断した場合。	重大事故等発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合。	重大事故等発生後、廃棄物処理設備排水モニタの 指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海 域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場 合。	記載表現の相違
(b) 操作手順 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物 質の濃度の測定についての手順の概要は以下の とおり。このタイムチャートを第1.17-10 図に 示す。	(b) 操作手順 放射能測定装置による放射性物質の濃度及び 放射線量の測定のうち水中の放射性物質の濃度 の測定についての手順の概要は以下のとおり。 このタイムチャートを第1.17.9図に示す。	(b) 操作手順 「可搬型放射線計測装置による放射性物質の濃度 及び放射線量の測定」のうち水中の放射性物質の濃 度の測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタ イムチャートを第1.17.9 図に示す。	記載表現の相違
<ul><li>①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員に水中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。</li><li>②放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置(γ</li></ul>	① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に 基づき、放管班長に取水口、放水口付近の海 水、排水サンプリングを行い放射性物質の濃 度の測定の開始を指示する。	① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急安全対策要員に取水路、放水路付近の海水、排水サンプリングを行い放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。	記載表現の相違
線サーベイメータ,β線サーベイメータ及びα 線サーベイメータ)の使用開始前に乾電池の残 量を確認し,少ない場合は予備の乾電池と交換 する。			記載箇所の相違
③放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置 (γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及びα線サーベイメータ)を車両等に積載し、試料採取場所に運搬・移動し、採取用資機材を用いて海水等の試料を採取する。	② 放管班員は、採取用資機材を用いて試料採取場所から海水又は排水を採取する。	② 緊急安全対策要員は、採取用資機材を用いて試料 採取場所から海水又は排水を採取する。	記載表現の相違
	<ul><li>③ 放管班員は、NaI(T1)シンチレーションサーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池</li></ul>	③ 緊急安全対策要員は、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換	

よる空気中の放射性物質の濃度の測定」

・スタック放射線モニタ(測定機能が喪失してい

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

#### 差異理由 女川原子力発電所 2号炉 泊発電所3号炉 大飯発電所3/4号炉 する。 と交換する。 ④放射線管理班員は、必要に応じて前処理を行 ④ 放管班員は、NaI(T1)シンチレーションサーベ ④ 緊急安全対策要員は、Na I シンチレーションサ い, γ線サーベイメータによりガンマ線, β線 イメータにより、採取した試料の放射性物質 ーベイメータにより、採取した試料の放射性物質 サーベイメータによりベータ線, α線サーベイ の濃度を測定する。また、必要に応じて前処 の濃度を測定する。また、必要に応じて前処理を 記載表現の相違 行い、ZnSシンチレーションサーベイメータに メータによりアルファ線を放出する放射性物 理を行い、α線シンチレーションサーベイメ 質の濃度(水中)を監視・測定する。 ータにより $\alpha$ 線 (ウラン、プルトニウム等)、 より α 線 (ウラン、プルトニウム等)、 β 線サーベ β線サーベイメータによりβ線 (ストロンチ イメータによりβ線 (ストロンチウム等)を監 また、自主対策設備であるGe 半導体式試料 ウム等)を監視・測定する。放射能測定装置が 視、測定する。可搬型放射線計測装置が使用でき 放射能測定装置,可搬型Ge 半導体式試料放射 使用できない場合、多様性拡張設備であるZnS ない場合、多様性拡張設備であるZnSシンチレ 能測定装置、ガスフロー測定装置が健全であれ シンチレーション計数装置、GM計数装置、Ge ーション計数装置、GM計数装置、γ線多重波高 設備の相違① ば,必要に応じて前処理を行い,測定する。 半導体測定装置が健全であれば、必要に応じ 分析装置が健全であれば、必要に応じて前処理を て前処理を行い、測定する。 行い、測定する。 なお, 測定は, 重大事故等対処設備である可 記載方針の相違 搬型放射線計測装置による測定を優先する。 ⑤放射線管理班員は、測定結果をサンプリング記 ⑤ 放管班員は、現場での測定結果をサンプリン ⑤ 緊急安全対策要員は、現場での測定結果をサンプ 記載表現の相違 録用紙に記録し、保存する。 グ記録用紙に記録し,保存する。 リング記録用紙に記録し、保存する。 (c) 操作の成立性 (c) 操作の成立性 (c) 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施 上記の対応は、放管班員2名にて実施し一連 上記の対応は、緊急安全対策要員2名にて実施し し、一連の作業(1か所当たり)は、作業開始 の作業の所要時間は、約2時間と想定する。 運用方法の相違 一連の作業の所要時間は、約95分と想定する。 円滑に作業ができるよう、緊急時対策所との連絡 記載方針の相違 を判断してから70 分以内で可能である。 可搬型照明により夜間等でのアクセス性を確 また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所 保し、円滑に作業ができるよう、緊急時対策所 用に通信設備等を整備する。 ・泊は夜間等のアクセス性について記載。 との連絡用に通信連絡設備を整備する。 との連絡用に通信設備を整備する。 (添付資料1.17.2.8.9) (添付資料 1.17.2、1.17.8、1.17.9) c. 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質 c. 放射能測定装置による十壌中の放射性物質の濃度 c. 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃 の濃度の測定 の測定 度の測定 重大事故等時に発電用原子炉施設から放射性 重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が 重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出さ 物質が放出された場合において発電所及びその 放出された場合において発電所及びその周辺の れた場合において発電所及びその周辺の土壌中の放射 周辺の土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要 土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断 性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射性 記載表現の相違 と判断した場合, 可搬型放射線計測装置により した場合に、放射性物質の濃度を測定する。 物質の濃度を測定する。 土壌中の放射性物質の濃度の測定を行う。 (a) 手順着手の判断基準 (a) 手順着手の判断基準 (a) 手順着手の判断基準 重大事故等時、発電所対策本部長が以下のい 重大事故等発生後, 排気筒ガスモニタ等の指 重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値 記載表現の相違 記載方針の相違 ずれかにより気体状の放射性物質が放出された 示値を確認し, 原子炉施設から放射性物質が放 を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出され、 と判断した場合(放射性雲通過後)。 出され、土壌中の放射性物質の濃度の測定が必 土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場 要となった場合(プルーム通過後)。 合 (プルーム通過後)。 ・「1.17.2.1 (3) 放射能観測車による空気中の放 記載方針の相違 射性物質の濃度の測定」 ・「1.17.2.1(4) 可搬型放射線計測装置による空 気中の放射性物質の濃度の代替測定」 ・「1.17.2.1 (5) a. 可搬型放射線計測装置に

1.17 監視測定等に関すス壬順母

監視測定等に関する手順等			
女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
ない場合)			
(b) 操作手順 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性 物質の濃度の測定について の手順の概要は以下のとおり。 このタイムチャートを第1.17-11 図に示す。	(b) 操作手順 放射能測定装置による放射性物質の濃度及び 放射線量の測定のうち土壌中の放射性物質の濃 度の測定についての手順の概要は以下のとお り。このタイムチャートを第1.17.10図に示す。	(b) 操作手順 「可搬型放射線計測装置による放射性物質の濃度 及び放射線量の測定」のうち土壌中の放射性物質の 濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。	記載表現の相違
①発電所対策本部長は,手順着手の判断基準に基づき,放射線管理班員に土壌中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。	① 発電所対策本部長は,手順着手の判断基準に 基づき,土壌中の放射性物質の濃度の測定が 必要な場合,放管班長に作業開始を指示する。	<ul><li>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要な場合、緊急安全対策要員に作業開始を指示する。</li></ul>	記載表現の相違
②放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置 (γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及びα線サーベイメータ)の使用開始前に乾電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池と交換する。			記載箇所の相違 記載表現の相違
③放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置 (γ 線サーベイメータ、β線サーベイメータ及びα 線サーベイメータ)を車両等に積載し、発電所 対策本部長が指示した場所に運搬・移動し、試 料を採取する。	② 放管班員は、放管班長の指示した場所において試料を採取する。	② 緊急安全対策要員は、発電所対策本部長の指示した場所において試料を採取する。	記載表現の相違
	③ 放管班員は、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。	③ 緊急安全対策要員は、汚染サーベイメータ、Zn Sシンチレーションサーベイメータ及びβ線サー ベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない 場合は、予備の乾電池と交換する。	
<ul> <li>④放射線管理班員は、必要に応じて前処理を行い、γ線サーベイメータによりガンマ線、β線サーベイメータによりベータ線、α線サーベイメータによりアルファ線を放出する放射性物質の濃度(土壌中)を監視・測定する。また、</li> </ul>	④ 放管班員は、必要に応じて前処理を行い、GM 汚染サーベイメータにより $\gamma$ 線、 $\alpha$ 線シンチレーションサーベイメータにより $\alpha$ 線(ウラン、プルトニウム等)、 $\beta$ 線サーベイメータにより $\beta$ 線(ストロンチウム等)を監視・測定す	④ 緊急安全対策要員は、必要に応じて前処理を行い、汚染サーベイメータにより $\gamma$ 線、 $ZnS$ シンチレーションサーベイメータにより $\alpha$ 線(ウラン、プルトニウム等)、 $\beta$ 線サーベイメータにより $\beta$ 線(ストロンチウム等)を監視、測定する。可	記載方針の相違
自主対策設備であるGe 半導体式試料放射能測定装置,可搬型Ge 半導体式試料放射能測定装置,ガスフロー測定装置が健全であれば,必要に応じて前処理を行い,測定する。	る。放射能測定装置が使用できない場合,多 様性拡張設備であるZnSシンチレーション計 数装置,GM計数装置,Ge半導体測定装置が健 全であれば,必要に応じて前処理を行い,測 定する。	搬型放射線計測装置が使用できない場合、多様性 拡張設備であるΖηSシンチレーション計数装 置、GM計数装置、γ線多重波高分析装置が健全 であれば、必要に応じて前処理を行い、測定す る。	記載方針の相違 記載表現の相違 設備の相違①
なお, 測定は, 重大事故等対処設備である可 搬型放射線計測装置による測定を優先する。 ⑤放射線管理班員は, 測定結果をサンプリング記 録用紙に記録し, 保存する。	⑤ 放管班員は、現場での測定結果をサンプリン グ記録用紙に記録し、保存する。	⑤ 緊急安全対策要員は、現場での測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。	記載方針の相違 記載表現の相違
(c) 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施 し、一連の作業(1か所当たり)は、作業開始 を判断してから70 分以内で可能である。	(c) 操作の成立性 上記の対応は、放管班員2名にて実施し、一 連の作業(1箇所当たり)の所要時間は、試料 採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境 界付近で、 <mark>最大約1時間</mark> と想定する。	(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員2名にて実施 し、一連の作業(1箇所当たり) の所要時間は、試 料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界 付近で、最大約60分と想定する。	<ul><li>記載表現の相違</li><li>運用方法の相違</li><li>・所要時間の相違</li></ul>

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	可搬型照明により夜間等でのアクセス性を確	円滑に作業ができるよう、緊急時対策所との連絡	記載方針の相違
また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所 との連絡用に通信連絡設備を整備する。	保し,円滑に作業ができるよう,緊急時対策所 との連絡用に通信設備を整備する。	用に通信設備等を整備する。	泊は夜間等のアクセス性について記載。
この産権用に連由産権政権を発用する。	(添付資料1.17.2, 9)	(添付資料 1.17.2、1.17.9)	
d. 海上モニタリング	d. 海上モニタリング測定	d. 海上モニタリング測定	
重大事故等時に発電用原子炉施設から放射性			記載表現の相違
物質が放出された場合において発電所の周辺海 域での海上モニタリングが必要と判断した場	発電所の周辺海域での海上モニタリングが必 要と判断した場合に、小型船舶で電離箱サーベ	発電所の周辺海域での海上モニタリングが必要と判 断した場合に、小型船舶で電離箱サーベイメータ及び	
合、小型船舶で周辺海域を移動し、可搬型放射	安と刊劇した場合に、小室船船と電離相り イメータ及び放射能測定装置により放射性物質	可搬型放射線計測装置により放射性物質の濃度及び放	
線計測装置(可搬型ダスト・よう素サンプラ	の濃度及び放射線量測定を行う。	射線量測定を行う。	
y 線サーベイメータ, β 線サーベイメータ, α		333333000000000000000000000000000000000	
線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ)			
により空気中及び水中の放射性物質の濃度及び			
放射線量の測定を行う。			
小型船舶の保管場所及び運搬ルートを第1.17			記載方針の相違
-12 図に示す。			
(a) 手順着手の判断基準	(a) 手順着手の判断基準	(a) 手順着手の判断基準	
重大事故等時,発電所対策本部長が以下のい	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値	記載表現の相違
ずれかにより気体状又は液体状の放射性物質が	示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺	等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への	記載方針の相違
放出されたと判断した場合(放射性雲通過後)	海域への放射性物質漏えいが確認される等によ	放射性物質漏えいが確認される等により小型船舶に	
	り小型船舶による海上モニタリングが必要とな	よる海上モニタリングが必要となった場合。	
・「1.17.2.1 (3) 放射能観測車による空気中の	った場合。		記載方針の相違
放射性物質の濃度の測定」			HETWA ST. STATE
・「1.17.2.1 (4) 可搬型放射線計測装置による			
空気中の放射性物質の濃度の代替測定」			
・「1.17.2.1 (5) a. 可搬型放射線計測装置に			
よる空気中の放射性物質の濃度の測定」			
・「1.17.2.1 (5) b. 可搬型放射線計測装置に			
よる水中の放射性物質の濃度の測定」 ・スタック放射線モニタ (測定機能が喪失して			
・        ・			
・放射性廃棄物放出水モニタ(測定機能が喪失			
していない場合)			
(b) 操作手順	(b) 操作手順	(b) 操作手順	
	放射能測定装置等による放射性物質の濃度及	「可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃	記載表現の相違
海上モニタリングについての手順の概要は以	び放射線量の測定のうち小型船舶による海上モ	度及び放射線量の測定」のうち小型船舶による海上	
下のとおり。このタイムチャートを第1.17-13	ニタリング測定手順の概要は以下のとおり。こ	モニタリング測定手順の概要は以下のとおり。この	
図に示す。	のタイムチャートを第1.17.11図に示す。	タイムチャートを第 1.17.10 図に示す。	
①発電所対策本部長は,手順着手の判断基準に基	① 発電所対策本部長は,手順着手の判断基準に	① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づ	
づき, 放射線管理班員に海上モニタリングの開	基づき放管班長に海上モニタリングの測定の	き緊急安全対策要員に海上モニタリングの測定の	記載表現の相違
始を指示する。	開始を指示する。	開始を指示する。	
②放射線管理班員は,可搬型放射線計測装置			記載箇所の相違

1.17 <u>監視測</u>定等に関する手順等

る。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

測定等に関する手順等			
女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
(γ線サーベイメータ, β線サーベイメータ, α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ)の使用開始前に乾電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池と交換する。			
③放射線管理班員は、第1保管エリアにある小型船舶を車両に連結又は車載し、物揚場へ移動する。	② 放管班員は、小型船舶を積載した車両を岸壁に運搬する。 ③ 放管班員は、GM汚染サーベイメータ、NaI(T1)シンチレーションサーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。	<ul> <li>② 緊急安全対策要員は、小型船舶を車両等に積載し、岸壁に運搬する。</li> <li>③ 緊急安全対策要員は、汚染サーベイメータ、Na I シンチレーションサーベイメータ、Zn Sシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。</li> </ul>	記載表現の相違
④放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置を 小型船舶に積載し、小型船舶にて発電所対策 本部長が指示した場所に運搬・移動し、電離 箱サーベイメータにより放射線量を測定す	④ 放管班員は、測定用資機材を小型船舶に積載 し、小型船舶にて放管班長の指示した場所に 移動し、電離箱サーベイメータにより放射線 量率を測定する。可搬型ダスト・よう素サン	④ 緊急安全対策要員は、測定用資機材を小型船舶に 積載し、小型船舶にて発電所対策本部長の指示し た場所に移動し、電離箱サーベイメータにより放 射線量率を測定する。可搬式ダストサンプラにダ	記載表現の相違 記載表現の相違
る。可搬型ダスト・よう素サンプラにダストろ 紙及びよう素用カートリッジをセットし、試 料を採取する。海水は、採取用資機材を用い て採取する。	でで例だする。可能生の人により系する プラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、試料を採取する。海水は、採取用 資機材を用いて採取する。	ストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、 試料を採取する。海水は、採取用資機材を用いて 採取する。	
⑤放射線管理班員は、 必要に応じて前処理を行い、γ線サーベイメ	⑤ 放管班員は、GM汚染サーベイメータによりダスト中の放射性物質の濃度を測定し、NaI(T1)シンチレーションサーベイメータによりよう素濃度及び海水の放射性物質の濃度を測定する。また、必要に応じて前処理を行い、α線シ	⑤ 緊急安全対策要員は、汚染サーベイメータにより ダスト中の放射性物質の濃度を測定し、NaIシ ンチレーションサーベイメータによりよう素濃度 及び海水の放射性物質の濃度を測定する。また、 必要に応じて前処理を行い、ZnSシンチレーシ	記載表現の相違
ータによりガンマ線、 $β$ 線サーベイメータに よりベータ線、 $α$ 線サーベイメータによりア ルファ線を放出する放射性物質の濃度(空気 中及び水中)を監視・測定する。また、自主	ンチレーションサーベイメータにより $\alpha$ 線 (ウラン, プルトニウム等), $\beta$ 線サーベイメータにより $\beta$ 線 (ストロンチウム等) を監視・ 測定する。放射能測定装置が使用できない場	ョンサーベイメータにより $\alpha$ 線(ウラン、プルトニウム等)、 $\beta$ 線サーベイメータにより $\beta$ 線(ストロンチウム等)を監視、測定する。可搬型放射線計測装置が使用できない場合、多様性拡張設備	記載表現の相違 記載表現の相違
対策設備であるGe 半導体式試料放射能測定装置,可搬型Ge 半導体式試料放射能測定装置,ガスフロー測定装置が健全であれば,必要に	合,多様性拡張設備であるZnSシンチレーション計数装置,GM計数装置,Ge半導体測定装置が健全であれば,必要に応じて前処理を行い,	であるZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置、γ線多重波高分析装置が健全であれば、 必要に応じて前処理を行い、測定する。	設備の相違①
応じて前処理を行い、測定する。 なお、測定は、重大事故等対処設備である 可搬型放射線計測装置による測定を優先す	測定する。		記載方針の相違
る。 ⑥放射線管理班員は、測定結果をサンプリング 記録用紙に記録し、保存する。	⑥ 放管班員は、現場で測定結果をサンプリング 記録用紙に記録し、保存する。	⑥ 緊急安全対策要員は、現場で測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。	記載表現の相違
(c) 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班員3名にて実施 し、一連の作業は、作業開始を判断してから 200 分以内(資機材準備等90 分以内、以降の 作業は1か所当たり110 分以内)で可能であ	(c) 操作の成立性 上記の対応は、放管班員3名にて実施し、小型船舶が海面に着水するまでの時間を <mark>約1時間40</mark> 分と想定する。その後の放射線量及び放射性物質の濃度の測定は、一連の作業(1箇所当た	(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員 4 名にて実施 し、小型船舶が海面に着水するまでの時間を約 2 時 間と想定する。 その後の放射線量及び放射性物質の濃度の測定	記載表現の相違 運用方法の相違 ・所要時間の相違

は、一連の作業(1箇所当たり)の所要時間を、発

り)の所要時間を,発電所近くで<mark>約1時間30分</mark>と

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。	想定する。 可搬型照明により夜間等でのアクセス性を確保し、円滑に作業ができるよう、緊急時対策所との連絡用に通信設備を整備する。 (添付資料1.17.2,9)	電所近くで約 100 分と想定する。 円滑に作業ができるよう、緊急時対策所との連絡 用に通信設備等を整備する。 (添付資料 1.17.2、1.17.9)	記載方針の相違 泊は夜間等のアクセス性について記載。
(6) モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	(6) バックグラウンド低減対策等 a. モニタリングポスト, モニタリングステーション のバックグラウンド低減対策	(6) バックグラウンド低減対策等 a. モニタリングステーション、モニタリングポスト及び 可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対	記載表現の相 <u>違</u>
事故後の周辺汚染によりモニタリングポストによる測定ができなくなることを避けるため、モニタリングポストのバックグラウンド低減対策を行う手順を整備する。	事故後の周辺汚染によりモニタリングポスト,モニタリングステーションによる放射線量の測定ができなくなることを避けるため,モニタリングポスト,モニタリングステーションのバックグラウンド低減対策を行う手順を整備する。	策 事故後の周辺汚染により測定ができなくなることを 避けるため、バックグラウンド低減対策を行う手順を 整備する。 重大事故等により放射性物質の放出のおそれがある 場合、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの検出器の養生を行う。放射性物質の放出によりモニタリングステーション、モニタリングポスト又は可搬式モニタリングポスト配置場所周辺の汚染を確認した場合、周辺の汚染レベルを確認し、測定設備の除染、周辺の土壌撤去、樹木の伐採等を行い、バックグラウンドレベルを低減する。	
	バックグラウンド低減対策のうちモニタリングポスト,モニタリングステーションのバックグラウンド低減対策についての手順の概要は以下のとおり。また,タイムチャートを第1.17.12 図に示す。	バックグラウンド低減対策のうちモニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのですかましたの手順の概要は以下のとおり。また、タイムチャートを第1.17.11 図に示す。	記載方針の相違
a. 手順着手の判断基準 重大事故等時,発電所対策本部長がモニタリ ングポストの指示値が安定している状態でモニ タリングポスト周辺のバックグラウンドレベル とモニタリングポストの指示値に有意な差があ ることを確認し,モニタリングポストのバック グラウンド低減対策が必要と判断した場合(放 射性雲通過後)。	(a) 手順着手の判断基準 重大事故等時,放管班長がモニタリングポスト,モニタリングステーションの指示値が安定 している状態でモニタリングポスト,モニタリングステーション周辺のバックグラウンドレベルとモニタリングポスト,モニタリングステーションの指示値に有意な差があることを確認し,モニタリングポスト,モニタリングステーションのバックグラウンド低減対策が必要と判断した場合。(プルーム通過後)	i. 手順着手の判断基準 重大事故等により放射性物質の放出のおそれがあることを確認した場合。	記載表現の相 <u>違</u>
b. 操作手順 モニタリングポストのバックグラウンド低減 対策についての手順の概要は以下のとおり。こ のタイムチャートを第1.17-14 図に示す。	(b)操作手順	ii. 操作手順	記載表現の相 <u>違</u>
①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に 基づき、放射線管理班員にモニタリングポス	①放管班長は、手順着手の判断基準に基づき、放 管班員にモニタリングポスト、モニタリング	① 発電所対策本部長は、重大事故等により放射性 物質の放出のおそれがあることを確認した場合	

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
トのバックグラウンド低減対策として、モニ	ステーションのバックグラウンド低減対策と	に、モニタリングステーション、モニタリング	
タリングポストの検出器保護カバーの交換を	して、検出器保護カバーの除染を指示する。	ポスト及び可搬式モニタリングポストの検出器	運用方法の相違
指示する。		が汚染することを防止するため、緊急安全対策	泊はバックグラウンド低減対策で、モニ
		要員に検出器の養生作業を指示する。	タリングポストの検出器保護カバーの除
			染を実施する。
②放射線管理班員は、車両等によりモニタリン	② 放管班員は, 車等によりモニタリングポスト,	② 緊急安全対策要員は、車両等によりモニタリン	記載表現の相違
グポストに移動し、検出器保護カバー <mark>の交換</mark>	モニタリングステーション設置場所に移動	グステーション、モニタリングポスト及び可搬	運用方法の相違
作業を行う。	し、検出器保護カバー <mark>の除染</mark> を行う。	式モニタリングポスト配置場所に移動し、検出	
③放射線管理班員は、モニタリングポストの周	③ 放管班長は、モニタリングポスト、モニタリ	器の養生作業を行う。また、時間に余裕がある	
辺汚染を確認した場合、必要に応じてモニタ	ングステーションの周辺汚染を確認した場	場合は、局舎自体の養生も行う。	
リングポストの局舎壁等の除染,除草,周辺	合,必要に応じてモニタリングポスト,モニ	③ 発電所対策本部長は、重大事故等による放射性	
の土壌撤去等により、周辺のバックグラウン	タリングステーションの局舎壁等の除染,除	物質の放出が停止したと判断した後、モニタリ	
ドレベルを低減する。	草、周辺の土壌撤去等により、周辺のバック	ングステーション、モニタリングポスト又は可	
	グラウンドレベルを低減する。	搬式モニタリングポストの放射線量が通常のバ	
		ックグラウンドより高い場合には、緊急安全対	
		策要員に当該モニタリングステーション、モニ	
		タリングポスト又は可搬式モニタリングポスト	
		配置場所周辺の汚染レベルの確認及びバックグ	
		ラウンド低減対策を指示する。	
		④ 緊急安全対策要員は、サーベイメータの使用開	
		始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾	
		電池と交換する。	
		⑤ 緊急安全対策要員は、当該モニタリングステー	
		ション、モニタリングポスト又は可搬式モニタ	
		リングポスト配置場所に移動し、サーベイメー	
		タ等により周辺の汚染レベルを確認する。	
		⑥ 発電所対策本部長は、汚染状況の調査結果を踏	
		まえ、周辺の汚染を確認した場合、汚染されて	
		いる場所に応じて次のバックグラウンド低減対	
		策を講じる。	
		<ul><li>検出器の養生を撤去する。養生を撤去しても</li></ul>	
		検出器が汚染されている場合には検出器の拭	
		き取り等を実施する。	
		・ 測定設備が汚染されている場合は、測定設備	
		の除染を実施する。	
		<ul><li>・ 設備周辺が汚染されている場合は、アスファ</li></ul>	
		ルトやコンクリートの除染を実施する。	
		・ 設備周辺の土壌等が汚染されている場合は、	
		土壌等の撤去や周辺樹木の伐採を実施する。	
		<ul><li>⑦ 放射性物質により汚染した場合のバックグラウ</li></ul>	
		び 放射性物質により汚染した場合のバッククラウ ンド低減の目安は通常時の放射線量率レベルと	
		する。ただし、通常値まで低減することが困難	
		りる。 たたし、	
		な場合には、可能な限り歴史を行いパッククラーウンドの低減を図る。	
		ンマーマンENIXででいる。	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

1.17 監視測定等に関する手順等

トの周辺汚染を確認した場合, 必要に応じて

除草,周辺の土壌撤去等により,周辺のバッ

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 女川原子力発電所 2号炉 泊発電所3号炉 大飯発電所3/4号炉 差異理由 iii. 操作の成立性 c. 操作の成立性 (c)操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施 上記の対応は、緊急安全対策要員2名にて実施 上記の対応は、放管班員2名にて実施し、一 運用方法の相違 連の作業の所要時間は、約2時間と想定する。 し、一連の作業の所要時間は、約3時間と想定す し、モニタリングポスト6台分の検出器保護力 バーの交換作業は、作業開始を判断してから390 記載方針の相違 分以内で可能である。 可搬型照明により夜間等でのアクセス性を確 (添付資料 1.17.12) また, 円滑に作業ができるよう緊急時対策所 保し、円滑に作業ができるよう緊急時対策所と との連絡用に通信連絡設備を整備する。 の連絡用に通信設備を整備する。 (添付資料1.17.12) (7) 可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低 b. 可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低 減対策 減対策 事故後の周辺汚染により可搬型モニタリング 事故後の周辺汚染により可搬型モニタリング ポストによる放射線量の測定ができなくなるこ ポストによる放射線量の測定ができなくなるこ とを避けるため、可搬型モニタリングポストの とを避けるため、バックグラウンド低減対策を バックグラウンド低減対策を行う手順を整備す 行う手順を整備する。 記載方針の相違 バックグラウンド低減対策のうち可搬型モニ タリングポストのバックグラウンド低減対策に ついての手順の概要は以下のとおり。また、タ イムチャートを第1.17.13図に示す。 a. 手順着手の判断基準 (a) 手順着手の判断基準 重大事故等時、発電所対策本部長が可搬型モ 重大事故等時, 放管班長が可搬型モニタリン ニタリングポストの指示値が安定している状態 グポストの指示値が安定している状態で可搬型 で可搬型モニタリングポスト周辺のバックグラ モニタリングポスト周辺のバックグラウンドレ ウンドレベルと可搬型モニタリングポストの指 ベルと可搬型モニタリングポストの指示値に有 示値に有意な差があることを確認し、可搬型モ 意な差があることを確認し、可搬型モニタリン ニタリングポストのバックグラウンド低減対策 グポストのバックグラウンド低減対策が必要と 記載方針の相違 が必要と判断した場合(放射性雲通過後)。 判断した場合。(プルーム通過後) b. 操作手順 (b)操作手順 記載方針の相違 可搬型モニタリングポストのバックグラウン ド低減対策についての手順の概要は以下のとお り。このタイムチャートを第1.17-15 図に示 す。 ① 放管班長は、手順着手の判断基準に基づき、 ①発電所対策本部長は,手順着手の判断基準に 基づき, 放射線管理班員に可搬型モニタリン 放管班員に可搬型モニタリングポストのバッ グポストのバックグラウンド低減対策とし クグラウンド低減対策として、検出器の養生 て、可搬型モニタリングポストの養生シート 袋の交換を指示する。 の交換を指示する。 ②放射線管理班員は、車両等により可搬型モニ ② 放管班員は、車等により可搬型モニタリング タリングポストに移動し、養生シートの交換 ポスト設置場所に移動し、検出器の養生袋の 作業を行う。 交換作業を行う。 ③放射線管理班員は、可搬型モニタリングポス ③ 放管班長は、可搬型モニタリングポストの周

辺汚染を確認した場合, 必要に応じて可搬型

モニタリングポストの局舎壁等の除染, 除草,

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
クグラウンドレベルを低減する。	周辺の土壌撤去等により,周辺のバックグラ ウンドレベルを低減する。		
c. 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施 し、可搬型モニタリングポスト9台分の養生シ	(c)操作の成立性 上記の対応は,放管班員2名にて実施し,一 連の作業の所要時間は, <mark>約2時間40分</mark> と想定す		運用方法の相違
一ト交換作業は、作業開始を判断してから400 分以内で可能である。また、円滑に作業ができ るよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備 を整備する。	る。 可搬型照明により夜間等でのアクセス性を確保し、円滑に作業ができるよう緊急時対策所と の連絡用に通信設備を整備する。 (添付資料1.17.12)		記載方針の相違
(8) 放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低 減対策 事故後の周辺汚染により放射性物質の濃度の	b. 放射性物質の濃度測定時のバックグラウンド低減 対策 重大事故等発生後の周辺汚染により放射性物	b. 放射性物質の濃度測定時のバックグラウンド低減対 策	記載表現の相違
測定時のバックグラウンドレベルが上昇し,可 搬型放射線計測装置が測定不能となるおそれが ある場合,放射性物質の濃度の測定時のバック グラウンド低減対策を行うための手順を整備す る。	重八事政等発生後の周辺行業により放射性物質の濃度測定時のバックグラウンドが上昇し、 放射能測定装置が測定不能になった場合、	重大事故等発生後の周辺汚染により放射性物質の濃度 測定時のバックグラウンドが上昇し、可搬型放射線計測 装置が測定不能になった場合、	記載表現の相違
可搬型放射線計測装置の検出器を遮蔽材で囲む等の対策によりバックグラウンドレベルを低減させて、放射性物質の濃度を測定する。 なお、可搬型放射線計測装置の検出器を遮蔽材で囲んだ場合でも可搬型放射線計測装置が測定不能となるおそれがある場合は、バックグラウンドレベルが低い場所に移動して、測定を行う。	放射能測定装置の検出器周囲を遮蔽材で囲むこと等の対策によりバックグラウンドレベルを低減させて、放射性物質の濃度を測定する。なお、放射能測定装置の検出器周囲を遮蔽材で囲んだ場合でも放射能測定装置が測定不能になる場合は、1号炉及び2号炉原子炉補助建屋内等のバックグラウンドレベルが低い場所に移動して、測定を行う。 (添付資料1.17.9)	可搬型放射線計測装置の検出器周囲を遮蔽材で囲むこと等の対策によりバックグラウンドレベルを低減させて、放射性物質の濃度を測定する。なお、可搬型放射線計測装置の検出器周囲を遮蔽材で囲んだ場合でも可搬型放射線計測装置が測定不能になる場合は、1号炉及び2号炉原子炉補助建屋内等のバックグラウンドレベルが低い場所に移動して、測定を行う。(添付資料1.17.9)	記載表現の相違
a. 手順着手の判断基準 重大事故等時,発電所対策本部長が可搬型放射線計測装置を使用する場所でバックグラウンドレベルの上昇により,可搬型放射線計測装置による測定ができなくなるおそれがあると判断した場合。			記載方針の相違
b. 操作手順     放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17-16 図に示す。     ①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員に放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策として、可搬型放射線計測装置により放射性物質			

なお, 気象観測設備が機能喪失した場合は, 「1.17.2.2 (2) 代替気象観測設備による気象観測

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 差異理由 女川原子力発電所 2号炉 泊発電所3号炉 大飯発電所3/4号炉 対策をとるよう指示する。 ②放射線管理班員は、遮蔽材で囲む等の対策を とり, 可搬型放射線計測装置により放射性物 質の濃度を測定する。 ③放射線管理班員は、②の対策でも測定不能と なるおそれがある場合は、バックグラウンド レベルが低い場所に移動して、測定を行う。 c. 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施 し、遮蔽材で囲む等は、作業開始を判断してか ら20 分以内で可能である。また、円滑に作業が できるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡 設備を整備する。 (9) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連 c. 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連 c. 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携 重大事故等時の敷地外でのモニタリングにつ 重大事故等時の敷地外でのモニタリングにつ 重大事故等時の敷地外でのモニタリングについては、 いては、国が地方公共団体と連携して策定する いては、国、地方公共団体と連携して策定され 国、地方公共団体と連携して策定されるモニタリング計 緊急時モニタリング計画に従い、資機材、要員 るモニタリング計画に従い、 資機材及び要員の 画にしたがい、資機材及び要員の動員、放出源情報を提 及び放出源情報を提供するとともにモニタリン 動員、放出源情報を提供するとともにモニタリ 供するとともにモニタリングに協力する。 グに協力する。 ングに協力する。 また、原子力災害が発生した場合に他の原子力事業者 また,原子力災害が発生した場合に他の原子 また,原子力災害が発生した場合に他の原子 力事業者との協力体制を構築するため原子力事 力事業者との協力体制を構築するため、原子力 との協力体制を構築するため、原子力事業者間協力協定 業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリ 事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタ を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、 記載表現の相違 ング等への要員の派遣, 資機材の貸与等を受け リング等への要員の派遣, 放射能測定装置の貸 可搬型放射線計測装置の貸与等を受けることが可能であ 与等を受けることが可能である。 ることが可能である。 (添付資料1.17.10.11) (添付資料 1.17.11) 1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等 1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等 1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等 重大事故等が発生した場合に, 発電所において風 重大事故等が発生した場合に, 発電所において風 重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、 向, 風速その他の気象条件を測定し, 及びその結果を 向, 風速その他の気象条件を測定し, 及びその結果を 風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録す 記録するため、以下の手段を用いた手順を整備する。 記録するため,以下の手段を用いた手順を整備する。 るため、以下の手段を用いた手順を整備する。 記載表現の相違 重大事故等時における気象観測設備及び代替気象観 重大事故等時の測定頻度については、気象観測設備 重大事故等時の測定頻度については、気象観測設備及 測設備による風向、風速その他の気象条件の測定は、 及び可搬型気象観測設備による風向, 風速その他気象 び可搬式気象観測装置による風向、風速その他の気象条 連続測定を行う。 条件の測定は,連続測定を行う。 件の測定は、連続測定を行う。 記載表現の相違 (1) 気象観測設備による気象観測項目の測定 気象観測設備は、通常時から風向、風速その他 の気象条件を連続測定しており、重大事故等時に 測定機能等が喪失していない場合は、継続して気 象観測項目を連続測定し、測定結果は記録紙に記 録し、保存する。また、気象観測設備による風 記載表現の相違 向, 風速その他の気象条件の測定は, 自動的な連 続測定であるため、手順を要するものではない。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 差異理由

項目の代替測定」を行う。

女川原子力発電所 2号炉

(2) 代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定

重大事故等時に気象観測設備が機能喪失した場合,代替気象観測設備により発電所において風向,風速その他の気象条件を測定し,及びその結果を記録するための手順を整備する。

この手順のフローチャートを第1.17-1 図に示す。

代替気象観測設備による代替測定地点については、測定データの連続性を考慮し、発電所内を代表する気象観測設備の位置に設置することを原則とする。代替気象観測設備の設置場所及び保管場所を第1.17-17 図に示す。

ただし、地震・火災等で設置場所にアクセスすることができない場合は、アクセスルート上の車両等で運搬できる範囲に設置場所を変更する。

a. 手順着手の判断基準

重大事故等時,発電所対策本部長が緊急時対 策所で気象観測設備の指示値を確認する等,気 象観測設備による風向・風速・日射量・放射収 支量・降水量のいずれかの測定機能が喪失した と判断した場合。

b. 操作手順

代替気象観測設備による気象観測項目の代替 測定についての手順の概要は以下のとおり。こ のタイムチャートを第1.17-18 図に示す。

①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員に代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定の開始を指示する。

その際,発電所対策本部長は,アクセスルート等の被災状況を考慮し,設置場所を決定する

②放射線管理班員は、第2保管エリアに保管して ある代替気象観測設備を車両等に積載し、設 置場所まで運搬・設置し、測定を開始する。緊 急時対策所までデータが伝送されていること (1) 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測 富

泊発電所3号炉

重大事故等時の風向,風速その他気象条件は,可搬型気象観測設備により測定し,及びその結果を記録する。風向,風速その他気象条件を測定する優先順位は,多様性拡張設備である気象観測設備を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合,可搬型気象観測設備を使用するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17.1 図に示す。

可搬型気象観測設備による代替測定地点については、計測データの連続性を考慮し、気象観測設備露場に隣接した位置に設置することを原則とし、第1.17.13図に示す。

a. 手順着手の判断基準

重大事故等発生後,気象観測設備の故障等により,気象観測設備による風向・風速・日射量・放射収支量・雨量の測定機能が喪失した場合。

気象観測設備の測定機能喪失の確認については、中央制御室の環境監視盤等の指示値及び警報表示にて確認する。

b. 操作手順

可搬型気象観測設備による風向・風速・日射量・放射収支量・雨量の代替測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.14図に示す。

- ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に 基づき、放管班長に可搬型気象観測設備によ る風向・風速・日射量・放射収支量・雨量の代 替測定の開始を指示する。
- ② 放管班員は,可搬型気象観測設備一式を緊急 時対策所の保管場所から指定の場所まで運 搬・設置する。
- ③ 放管班員は,可搬型気象観測設備と通信機器

(1) 可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定

大飯発電所3/4号炉

重大事故等時の風向、風速その他の気象条件は、可搬式気象観測装置により測定し、及びその結果を記録する。風向、風速その他の気象条件を測定する優先順位は、多様性拡張設備である気象観測設備を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬式気象観測装置を使用するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17.1 図に示す。

可搬式気象観測装置による代替測定地点については、 計測データの連続性を考慮し、気象観測設備露場に隣接 した位置に配置することを原則とし、第1.17.12 図に示 す。

a. 手順着手の判断基準

重大事故等発生後、気象観測設備の故障等により、気 象観測設備による風向、風速、日射量、放射収支量及び 雨量の測定機能が喪失した場合。

気象観測設備の測定機能喪失の確認については、中央 制御室の共通盤の指示値及び警報表示にて確認する。

b. 操作手順

可搬式気象観測装置による風向、風速、日射量、放射 収支量及び雨量の代替測定を行う手順の概要は以下のと おり。このタイムチャートを第1.17.13 図に示す。

- ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急安全対策要員に可搬式気象観測装置による風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量の代替測定の開始を指示する。
- ② 緊急安全対策要員は、可搬式気象観測装置一式を 3 、4号炉制御建屋内の保管場所から指定の場所ま で運搬し、配置する。
- ③ 緊急安全対策要員は、可搬式気象観測装置と通信機

記載表現の相違

記載表現の相違

記載方針の相違

記載表現の相違

記載表現の相違

記載方針の相違

記載表現の相違

記載表現の相違

記載方針の相違

記載方針の相違

記載方針の相違

泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
を接続し、それぞれの電源を投入後、緊急時 対策所までデータが伝送されていることを確 認し、測定を開始する。	器を接続し、それぞれの電源を投入後、緊急時対策 所までデータが伝送されていることを確認し、測定 を開始する。	記載方針の相違
<ul> <li>④ 放管班員は、可搬型気象観測設備の記録装置 (電子メモリ)に測定データを記録し、保存 する。なお、記録装置の電源が切れた場合で も電子メモリ内の測定データは消失しない。</li> <li>⑤ 放管班員は、使用中に充電池の残量が少ない 場合は、予備の充電池と交換する (連続約3.5日間使用可能)。</li> </ul>	<ul> <li>④ 緊急安全対策要員は、可搬式気象観測装置の記録装置(電子メモリ)に測定データを記録し、保存する。</li> <li>なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</li> <li>⑤ 緊急安全対策要員は、使用中に充電池の残量が少ない場合は、予備の充電池と交換する</li> <li>(連続約1.5日間使用可能)。</li> </ul>	記載表現の相違、 設備の相違 記載方針の相違
c. 操作の成立性 上記の対応は、放管班員2名にて実施し一連 の作業の所要時間は、約1時間30分と想定する。  車等による所定の場所までの運搬ができない 場合は、アクセス可能な場所まで車等で運搬 し、その後は台車等により運搬できるよう配慮 する。 また、可搬型照明により夜間等でのアクセス 性を確保し、円滑に作業ができるよう緊急時対 策所との連絡用に通信設備を整備する。	c. 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員6名にて実施し一 連の作業の所要時間は、約2時間と想定する。 (添付資料1.17.2、1.17.13、1.17.14)	<ul><li>運用方法の相違</li><li>記載表現の相違</li><li>記載方針の相違</li></ul>
(添付資料1.17.2, 13, 14)  (2) 可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合,プルームの通過方向を確認するため,緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を設置し,風向,風速その他気象条件を測定し,及びその結果を記録するための手順を整備する。設置位置を図1.17.13に示す。  a. 手順着手の判断基準		運用方法の相違 ・可搬型気象観測設備による緊急時対策 所付近の気象観測項目の測定を追加。 (H25.10.24審査会合で説明済み)
	を接続し、それぞれの電源を投入後、緊急時対策所までデータが伝送されていることを確認し、測定を開始する。  ④ 放管班員は、可搬型気象観測設備の記録装置(電子メモリ)に測定データを記録し、保存する。なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。  ⑤ 放管班員は、使用中に充電池の残量が少ない場合は、予備の充電池と交換する(連続約3.5日間使用可能)。  c. 操作の成立性 上記の対応は、放管班員2名にて実施し一連の作業の所要時間は、約1時間30分と想定する。 車等による所定の場所までの運搬ができない場合は、アクセス可能な場所まで車等で運搬し、その後は台車等により運搬できるよう配慮する。また、可搬型照明により夜間等でのアクセス性を確保し、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信設備を整備する。  (添付資料1.17.2、13、14)  (2) 可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、ブルームの通過方向を確認するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を設置し、風向、風速その他気象条件を測定し、及びその結果を記録するための手順を整備する。設置位置を図1.17.13に示す。	を接続し、それぞれの電源を投入後、緊急時対策 対策所までデータが伝送されていることを確 認し、測定を開始する。  ① 放管庭具は、可樂型気象機測設備の記録装置 (電子メモリ)に測定データを記録し、保存 する。たお、記録装置の電源が切れた場合で も電子メモリ内の測定データは消失しない。 ③ 放管庭具は、使用中に充電池の残量が少ない 場合は、子偏の充電池と交換する (連続約3.5日間使用可能)。  c. 操作の成立性 上記の対応は、放管庭具 2 名にて実施し一連 の作業の所受時間は、約1時間30分と想定する。 車等による所定の場所法での運搬ができない 場合は、アクセス可能な場所法で車等で運搬 し、その後は台車等により運搬できるよう配息 する。 また、可機型照明により夜間等でのアクセス 性を確保し、円滑に作業ができるよう配息 する。 また、可機型照明により夜間等でのアクセス 性を確保し、円滑に作業ができるよう配息 する。 (添付資料1.17.2, 13, 14)  (2) 可数型気象観測設備による緊急時対策所付近の気 象製測所目の測定 原子力災害対策特別指置法第10条特定事象が発 生した場合、ブルームの張過方向を確認するた め、緊急時対策所付近に可能型気象観測数値を設 屋上、風向、風速その他気象条件を測定し、及び その結果を記録するための手順を整備する。設置 位置を図1.17.13に示す。  おとした場合、ブルームの張過方向を確認するための手順を整備する。設置 位置を図1.17.13に示す。  また、可能型解明に上り夜間等でのアクセス 性を確保し、円滑に作業ができるよう緊急時対策所付近の気 象製削所目の測定 原子力災害対策時付近に可能型気象観測数値を設 産上した場合、ブルームの張過方向を確認するための手順を整備する。設置 位置を図1.17.13に示す。

1. 提佐工順		
b. 操作手順 可规则与各组则引进 1. 1. 2. 取名味 2. 第 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5		
可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近 の気象観測項目の測定を行う手順の概要は以下		
の		
示す。このタイムディードを第1.17.15因に		
① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に		
基づき、放管班長に可搬型気象観測設備によ		
る緊急時対策所付近の風向・風速・日射量・放		
射収支量・雨量の測定の開始を指示する。		
② 放管班員は,可搬型気象観測設備一式を緊急		
時対策所の保管場所から指定の場所まで運		
搬・設置する。		
③ 放管班員は,可搬型気象観測設備と通信機器		
を接続し、それぞれの電源を投入後、緊急時		
対策所までデータが伝送されていることを確		
認し、測定を開始する。		
④ 放管班員は、可搬型気象観測設備の記録装置		
(電子メモリ)に測定データを記録し、保存		
する。		
なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子		
メモリ内の測定データは消失しない。		
⑤ 放管班員は、使用中に充電池の残量が少ない		
場合は、予備の充電池と交換する。		
c. 操作の成立性		
上記の対応は、放管班員2名にて実施し一連		
の作業の所要時間は、約1時間10分と想定する。		
可搬型照明により夜間等でのアクセス性を確		
保し、円滑に作業ができるよう緊急時対策所と		
の連絡用に通信設備を整備する。		
(添付資料1.17.2, 13, 14)		
(3) 気象観測設備による気象観測項目の測定	(2) 気象観測設備による気象観測項目の測定	記載表現の相違
重大事故等が発生した場合に、気象観測設備に	重大事故等が発生した場合に、気象観測設備により	
より発電所において風向、風速その他の気象条件	発電所において風向、風速その他の気象条件を測定	
を測定し、及びその結果を記録する。	し、及びその結果を記録する。	
気象観測設備は、通常時から風向、風速その他の気象という事法測定しており、重大事故等時に	気象観測設備は、通常時から風向、風速その他の気	引わず出り和海
の気象条件を連続測定しており,重大事故等時に その測定機能が使用できる場合は,継続して連続	象条件を連続測定しており、重大事故等時にその測定 機能が使用できる場合は、継続して連続測定し、測定	記載表現の相違
での側に機能が使用できる場合は、極続して連続   測定し、測定結果は記録装置(電子メモリ)に記	機能が使用できる場合は、継続して連続側延し、側延   結果は記録装置(電子メモリ)に記録し、保存する。	
例 にし、例 に		
向, 風速その他の気象条件の測定は, 手順を要す	体の測定は、手順を要するものではなく自動的な連続	
るものではなく自動的な連続測定である。	測定である。	
(添付資料1.17.2, 14)	N1/C 2 0/ 0/0	!

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由

女川原子力発電所 2号炉 泊発電所3号炉 大飯発電所3/4号炉 1.17.2.3 モニタリングステーション及びモニタリングポ 1.17.2.3 モニタリングポストの電源を代替交流電源設備 1.17.2.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーシ ストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等 から給電する手順等 ョンの電源を代替交流電源設備から給電する手順等 全交流動力電源喪失時は、モニタリングポスト専用 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により

の無停電電源装置及び常設代替交流電源設備によりモ ニタリングポストへ給電する。モニタリングポスト専 用の無停電電源装置は、全交流動力電源喪失時に自動 起動し、約8時間の間モニタリングポストへ給電する ことが可能である。

また、常設代替交流電源設備は、全交流動力電源喪 失時に自動起動し、モニタリングポスト専用の無停電 電源装置が起動している間にモニタリングポストに給 電する。

モニタリングポストは、電源が喪失した状態でモニ タリングポスト専用の無停電電源装置又は常設代替交 流電源設備から給電した場合、自動的に放射線量の連 続測定を開始する。

なお、常設代替交流電源設備からの給電の手順は 「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

また、モニタリングポストが電源系統以外の故障に より、機能を喪失した場合は、「1.17.2.1 (2) 可搬型 モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測 定」を行う。

モニタリングポスト及びモニタリングステーションへ 給電する。

給電の優先順位は、多様性拡張設備であるモニタリ ングポスト及びモニタリングステーション専用の無停 電電源装置及び非常用発電機からの給電を優先し、代 替交流電源設備による給電が開始されれば給電元が自 動で切替わる。その後、代替交流電源設備(代替非常 用発電機)によりモニタリングポスト及びモニタリン グステーションへ給電する。

代替交流電源設備からの給電の手順は「1.14 電源の 確保に関する手順等」のうち、「1.14.2.1(1)代替非常 用発電機による代替電源(交流)からの給電」にて整 備する。

なお、モニタリングポスト及びモニタリングステー ションは、電源が喪失した状態から給電した場合、自 動的に放射線量の連続測定を開始する。

- a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失した場合。
- b. 操作手順
  - (a) モニタリングポスト又はモニタリングステー ション専用の無停電電源装置及び非常用発電 機からは、全交流動力電源喪失時、自動的に 給電される。給電状況は中央制御室において 確認する。
  - (b) 代替非常用発電機からの給電に関する手順 は、「1.14 電源の確保に関する手順等」のう ち,「1.14.2.1(1)代替非常用発電機による代 替電源(交流)からの給電」にて整備する。 なお、給電後、モニタリングポスト及びモニ タリングステーションの指示値を確認する。

モニタリングステーション及びモニタリングポストへ 給電する。

給電の優先順位は、多様性拡張設備であるモニタリ ングステーション及びモニタリングポスト専用の無停 電電源装置からの給電を優先し、代替交流電源設備に よる給電が開始されれば給電元を切り替える。その 後、代替交流電源設備(電源車(緊急時対策所用)) により緊急時対策所を経由してモニタリングステーシ ョン及びモニタリングポストへ給電する。

代替交流電源設備からの給電の手順は「1.18 緊急時 対策所の居住性等に関する手順等」のうち、 1.18.2.4(1)「電源車(緊急時対策所用)による給 電」にて整備する。

なお、モニタリングステーション及びモニタリング ポストは、電源が喪失した状態から給電した場合、自 動的に放射線量の連続測定を開始する。

- a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失した場合。
- b. 操作手順
  - (a) モニタリングステーション又はモニタリングポス ト専用の無停電電源装置からは、全交流動力電源 喪失時、自動的に給電される。
  - (b) 電源車 (緊急時対策所用) からの給電に関する手 順は、「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手 順等」のうち、1.18.2.4(1)「電源車 (緊急時対 策所用)による給電」にて整備する。なお、給電 後、モニタリングステーション及びモニタリング ポストの指示値を確認する。

記載表現の相違

記載方針の相違

設備の相違②

記載方針の相違

設備の相違③ 記載表現の相違 設備の相違②

記載箇所の相違

設備の相違② 記載方針の相違

記載方針の相違

## 1.17 監視測定等に関する手順等

	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	
女川原子力発電所2号炉	<ul> <li>た. 操作の成立性         上記の対応は、放管班員1名にて実施し、一連の作業は特に時間を要しない。         なお、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの機能が回復しない場合は、可搬型モニタリングポストによる代替測定を行う。可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定の手順は、前述1.17.2.1 (2) のとおり。(添付資料1.17.15,16)     </li> </ul>	大飯発電所3/4号炉  c. 操作の成立性     上記対応は、緊急安全対策要員1名にて実施し、一連の作業は特に時間を要しない。     なお、モニタリングステーション及びモニタリングポストの機能が回復しない場合は、可搬式モニタリングポストによる代替測定を行う。可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定の手順は、前述1.17.2.1(2)のとおり。     ( 添付資料1.17.15、1.17.16)	差異理由

1.17 監視測定等に関する手順等 女川原子力発電所 2号炉 泊発電所3号炉 大飯発電所3/4号炉 差異理由 記載方針の相違 手順書の分類 東大学信仰年後後七十十一ング東南 SA 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 - 2手順 自主対策 事故等における対応手段と整備する手順 機能喪失を想定する設備と整備す 新サンシン、CAINS ータ、ロボシンチワー 重大 第1.17.1表 第1.17.1 表 第1.17-1表 第一覧 (1/2) 黒内・風速 田島の銀定 対処設備及び手順書 拉并供物質の農産及び放射機器の開放 \*\*\* 放弃也物質の適定及び放射機械の超差 世間電光 電影車 (緊急等対算 用)(DB) 対応手段, 班 1 8 1

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

記載方針の相 ・監視計器の計測

差異理由

第1.17.2表 重大事故等対処設備に係る監視計器

泊発電所3号炉

1.17 監視測定等に関する手順

	対応手段		重大事故等の 対応に必要と なる監視項目	監視パラメータ (計器)	計劃開始194(中4亿)		
1.17.2.1 放	射性物質の濃度	及び放用	<b>  操量の測定の手 </b>	明等			
(1)モニタリングポストに よる放射線量の測定		20版 基準			(+)		
		拗作	放射線量	モニタリングポスト	Naf (Ti) シンチレーション: ロー2×10 <sup>4</sup> (nűy/h) イオンチェンバ:10 <sup>4</sup> ~10 <sup>4</sup> (nűy/h)		
(2) 可額型 モニタリ	モニタリン グポストの	判版基準	放射線量	モニタリングポスト	Nat (TI) シンチレーション: n-2×10* (nGy/h) メオンチェンバ: 10*~10* (nGy/h)		
ングボストによる	代替訓定	操作	放射線量	可嫌型モニケリングポスト	0~10 <sup>8</sup> (nGy/h)		
放射線量 の測定及 び代替測	海側及び撃 急時対策値 屋屋上での	16.00 16.00	-	_	-		
建	ME	操作	放射線量	可細型モニタリングポスト	0~10 <sup>6</sup> (nGy/h)		
(3) 放射能線	L関本による空	判断基準	=	=	841		
気中の放射性物質の濃度 の間定		操作	放射性物質の 装度	放射能規則車 ・放射性ダスト測定協置 ・放射性よう表測定装置	0~999,999 (±0>+) 0~999,999 (±0>+)		
(4) 可兼型放射線計算装置 による空気中の放射性物 質の線度の代特側定		判版 基準	放射性物質の 濃度	放射能報測車 ・放射性ダスト測定装置 ・放射性よう素測定装置	o~999, 399 (\$121) 6~999, 399 (\$121)		
		STATE OF THE STATE		可能型放射線計測装置 ・ γ報サーベイメータ 0~30k (s <sup>-4</sup> ) ・ β線サーベイメータ 0~100k (min <sup>-6</sup> )			

女川原子力発電所 2 号炉

第1.17-2表 重大事故等対処に係る監視計器

1.17 監視測定等に関する手順等

監視計器一覧 (1/4)

対応手段		重大事故等の 対応に必要と なる監視項目	監視計器			
1.17.2.1 放射性物質の濃度	35.7816	女射線量の測定の手順等				
(1)モニタリングポスト及 びモニタリングステーシ	判断基準	-	-			
ョンによる放射線量の測 . 定	操作	放射線量	・モニタリングポスト及びモニ タリングステーション			
(2) 可搬型モニタリングポ ストによる放射線量の代	判断基準	放射線量	・モニタリングポスト及びモニ タリングステーション			
<b>替測定</b>	操作	放射線量	・可搬型モニタリングポスト			
(3) 可搬型モニタリングポ ストによる原子炉格納施 設を囲む12箇所の放射線	判断基準	1200	<u></u>			
量の測定	操作	放射線量	・可搬型モニタリングポスト			
(4) 放射性物質の濃度の代 替測定	判断基準	放射性物質の 濃度	放射能観測車 ・ダスト・よう素測定装置			
a. 放射能測定装置による 空気中の放射性物質の濃 度の測定	操作	放射性物質の濃度	放射能測定装置 ・GM汚染サーベイメータ ・NaI(T1)シンチレーション サーベイメータ			
b. 放射能観測車による空 気中の放射性物質の濃度 の測定	判断基準	モニタ値	・排気筒ガスモニタ			
の側走	操作	放射性物質の 濃度	放射能観測車 ・ダスト・よう素測定装置			

1.17 監視測定等に関する手順等

監視計器一覧 (1/4)

対応手段		重大事故等の対 応に必要となる 監視項目	監視計器				
1.17.2.1 放射性物質の濃度	と及び	放射線量の測定の手	上順等				
(1) モニタリングステー ション及びモニタリ	判断基準		<u>22</u>				
ングポストによる放 射線量の測定	操作	放射線量	モニタリングステーション及びモニタリンク ポスト				
(2) 可搬式モニタリング ポストによる放射線	判断基準	放射線量	モニタリングステーション及びモニタリンク ポスト				
量の代替測定	操作	放射線量	可搬式モニタリングポスト				
(3) 可搬式モニタリング ポストによる原子炉	判断基準		-				
格納施設を囲む8方位 の放射線量の測定	操作	放射線量	可搬式モニタリングポスト				
(4) 放射性物質の濃度の 代替測定	判断基準	放射性物質の 濃度	移動式放射能測定装置 (モニタ車) ・汚染サーベイメータ ・よう素モニタ				
a. 可機型放射線計測装置 等による空気中の放射	操作	放射性物質の 濃度	可搬型放射線計測装置 ・汚染サーベイメータ ・Na I シンチレーションサーベイメータ				
性物質の濃度の測定 b. 移動式放射能測定装置	判断基準	モニタ値	棒気筒ガスモニタ等				
(モニタ車)による空気 中の放射性物質の濃度 の測定	操作	放射性物質の 濃度	移動式放射能測定装置 (モニタ車) ・汚染サーベイメータ ・よう素モニタ				

大飯発電所3/4号炉

第1.17.2表 重大事故等対処に係る監視計器

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

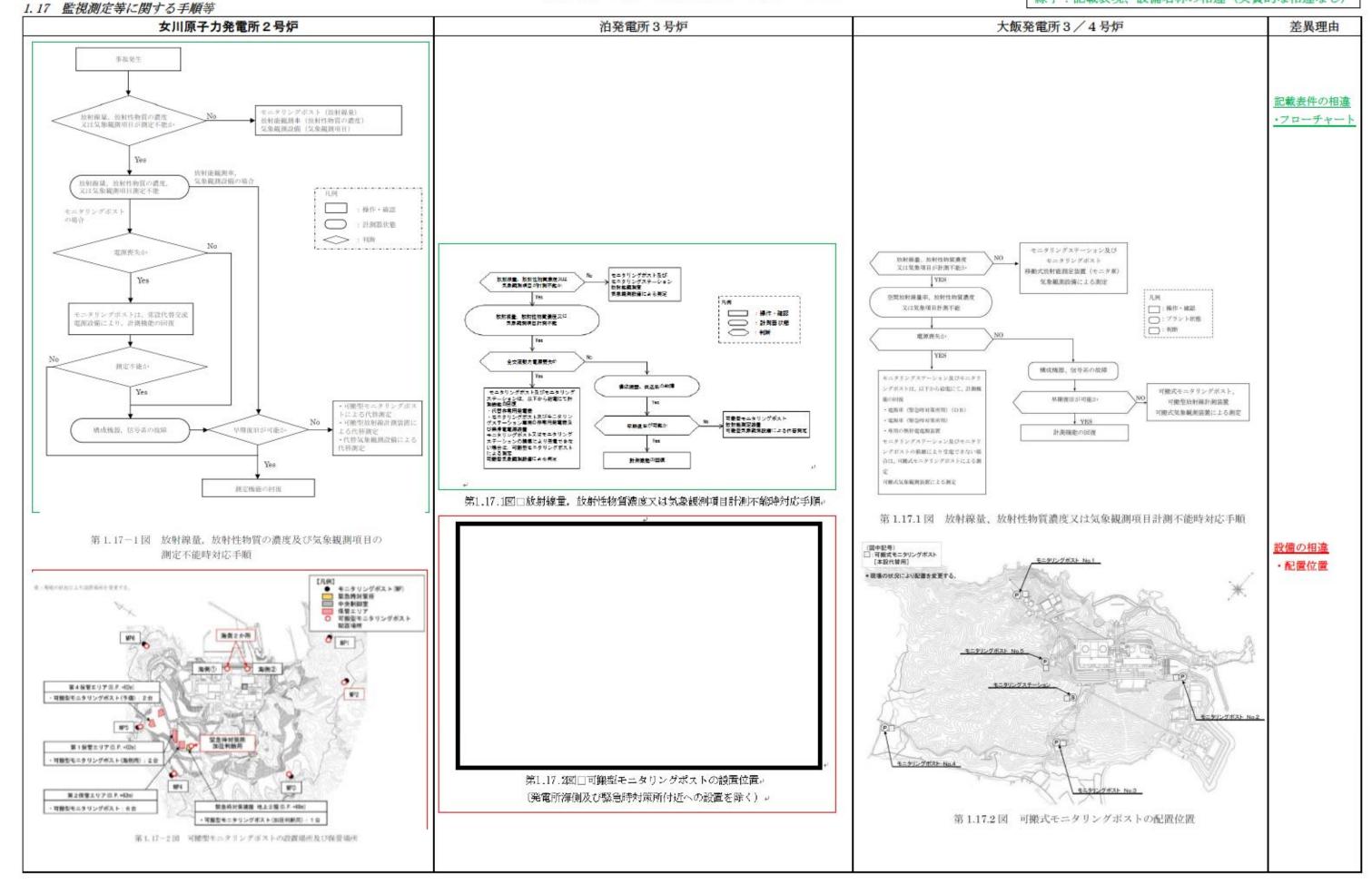
1.17 監視測定等に	関する手順等	<b>*</b>		泊発電	試所3号炉 技術的能	能力 比較表 r.3	. 0		所又は記載内容の相違 見、設備名称の相違(	
		力発電所2号炉			泊発電所3号炉			大飯発電所3/4号/	F	差異理由
監視計器一覧(2/3)	,			監視計器一覧 (2/4)			監視計器一覧 (2/4)			記載方針の相
対応手段	重大事故等の 対応に必要と なる監視項目	監視パラメータ (計器)	21-201-0-2-11 (NF-EX.)	対応手段	重大事故等の 対応に必要と なる監視項目	監視計器	対応手段	重大事故等の 対応に必要と なる監視項目	監視計器	<u>達</u> ・監視計器の計測

	対応手段		重大事故等の 対応に必要と なる監視項目	監視パラメータ (計器)	計劃範囲(年位)	
17, 2	.1 放射性物質の濃度	長及び放	射線量の測定の手	順等		
1			七二夕仙	スタッケ放射線モニタ	シンナレーション: 10 <sup>-4</sup> ~10 <sup>6</sup> (cps) イオンチェンバ: 10 <sup>-14</sup> ~10 <sup>-4</sup> (A)	
可極型放射器計測装置等による放射	p. 可無型放射器 計画装置による空	基準	放射線域	モニタリングポスト	Na1 (T1) シンチレーション: 0~2×10* (n5y/h) イオンチェンバ: 10*~10* (n5y/h)	
	気中の放射性物質 の濃度の測定			可能型モニタリングボスト	0~10 <sup>8</sup> (nGy/h)	
		操作	放射性物質の 適度	ッ様サーバイメータ お様サーバイメータ の様サーバイメータ	0~30k (s <sup>2</sup> ) 0~100k (s1s <sup>4</sup> ) 0~100k (s1s <sup>4</sup> )	
	b. 可模型放射線	判断 基準	モニタ飯	放射性廃棄物放出水モニタ	0~3×10* (cps)	
	計測装置による木 中の放射性物質の 適度の測定	操作	放射性物質の 素度	ッ様サーベイメータ お様サーベイメータ 血機サーベイメータ	0~30k (g <sup>4</sup> ) 0~100k (min <sup>4</sup> ) 0~100k (min <sup>4</sup> )	
	c. 可能型放射線 計測装置による土 壊中の放射性物質 の濃度の測定	松市	モニタ値	スタック放射線モニタ	シンチレーション; 10"~10" (cps) イオンチェンバ:10"#~10" (A)	
の関定			放射器量	モニタリングポスト	Na1 (TI) シンチレーション: 0~2×10 <sup>k</sup> (nliy/h) イオンチェンバ: 10 <sup>k</sup> ~10 <sup>k</sup> (nliy/h)	
			A STATE OF THE STA	可機型モニタリングポスト	0~10 <sup>8</sup> (169/h)	
		操作	放射性物質の 濃度	ッ様サー・モイメータ β様サー・エイメータ α様サー・エイメータ	9~30k (s <sup>-0</sup> ) 0~100k (min <sup>-0</sup> ) 0~100k (min <sup>-0</sup> )	
			629W	スタック放射線モニタ	シンチレーション: 10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>0</sup> (cps) イオンチェンバ:10 <sup>-10</sup> ~10 <sup>-6</sup> (A)	
		11067		放射性廃棄物放出水モニタ	0~3×10 <sup>4</sup> (cps)	
	d. 海上モニタリング	基準	放射線策	モニタリングポスト	Natl (TI) シンチレーション: 9~2×10* (nőy/h) イオンチェンバ: 10*~10* (nőy/h)	
	£5			可機型モニタリングボスト	0~10 <sup>8</sup> (nGy/h)	
			放射線版	電離箱サーベイメータ	0, 001~1000 (aSv/h)	
		操作	放射性物質の 適度	ッ様サーバイメータ 日様サーバイメータ a様サーバイメータ	0~30k (s <sup>-2</sup> ) 0~100k (sin <sup>-8</sup> ) 0~100k (sin <sup>-8</sup> )	

	対応手段		重大事故等の 対応に必要と なる監視項目	監視計器	
. 17	.2.1 放射性物質の濃度	及び放	く射線量の測定の手	F順等	
		剃	モニタ値	・排気筒ガスモニタ	
(5) 放射能測定装置等による放射	a. 放射能測定装置に よる空気中の放射	判断基準	放射線量	<ul><li>・モニタリングポスト及び モニタリングステーション</li><li>・可搬型モニタリングポスト</li></ul>	
	性物質濃度の測定	操作	放射性物質の 濃度	・GM汚染サーベイメータ ・NaI (T1) シンテレーションサーペイメータ ・α線シンチレーションサーペイメータ ・β線サーベイメータ	
	b. 放射能測定装置に よる水中の放射性	判断基準	モニタ値	・廃棄物処理設備排水モニタ	
	物質濃度の測定	操作	放射性物質の 濃度	・NaI (T1)シンチレーションサーへ。イメータ ・α線シンチレーションオーへ。イメータ ・β線サーベイメータ	
による		491	モニタ値	<ul><li>排気筒ガスモニタ</li></ul>	
の放射性物質	c. 放射能測定装置に よる土壌中の放射	判断基準	放射線量	・モニタリングポスト及び モニタリングステーション ・可機型モニタリングポスト	
0	性物質濃度の測定	操作	放射性物質の 濃度	・GM汚染サーベイメータ ・α線シンチレーションサーペイメータ ・β線サーベイメータ	
濃度及び放射線量の測定		判	モニタ値	・排気筒ガスモニタ	
	d. 海上モニタリング	斯基準	放射線量	・モニタリングポスト及び モニタリングステーショ: ・可搬型モニタリングポス	
	測定		放射線量	・電離箱サーベイメータ	
		操作	放射性物質の 濃度	・GM汚染サーベイメータ ・NaI (T1)シンチレーションサーベイメータ ・α線シンチレーションサーベイタータ ・β線サーベイメータ	

		対応手段		重大事故等の 対応に必要と なる監視項目	監視計器
1.17.	2.1	放射性物質の濃度及	び放射	線量の測定の手順等	<b>荣</b>
				モニタ値	・排気筒ガスモニタ等
(5)	(5)	可搬型放射線計測 装置による空気 中の放射性物質 の濃度の測定	判断基準	放射線量	<ul><li>モニタリングステーション及びモニタリングポスト</li></ul>
p]	a.		.41		<ul><li>可搬式モニタリングポスト</li></ul>
撒型放射線			操作	放射性物質の 濃度	・汚染サーベイメータ ・NaIシンチレーションサーベイメータ ・ZnSシンチレーションサーベイメータ ・β線サーベイメータ
計				モニタ値	・廃棄物処理設備排木モニタ等
測装置	b.	b. 可機型放射線計測 装置による水中 の放射性物質の 濃度の測定 c. 可機型放射線計測	判断基準	放射線量	<ul><li>モニタリングステーション及びモニタリングポスト</li></ul>
箏					<ul><li>可搬式モニタリングボスト</li></ul>
による放			操作	放射性物質の 濃度	・NaIシンチレーションサーベイメータ ・ZnSシンチレーションサーベイメータ ・β線サーベイメータ
射	Г		140727	モニタ値	<ul><li>棒気筒ガスモニタ等</li></ul>
性物質	c.		判断基準	放射線量	<ul><li>モニタリングステーション及びモニタリングポスト</li></ul>
質の		装置による土壌 中の放射性物質	100		<ul><li>可搬式モニタリングポスト</li></ul>
濃度及		の濃度の測定	操作	放射性物質の 濃度	・汚染サーベイメータ ・ Z n S シンチレーションサーベイメータ ・ β 線サーベイメータ
DE ME			dut	モニタ値	・排気筒ガスモニタ等
放射線		<ol> <li>海上モニタリング - 測定</li> </ol>	判断基準	放射線量	<ul><li>モニタリングステーション及びモニタリングポスト</li></ul>
撤	d.		30.53	- 673.5-7-	・可搬式モニタリングポスト
(f)	l a			放射線量	・電離箱サーベイメータ
測定	定		操作	放射性物質の 濃度	<ul> <li>汚染サーベイメータ</li> <li>Na Iシンチレーションサーベイメータ</li> <li>Zn Sシンチレーションサーベイメータ</li> <li>β線サーベイメータ</li> </ul>

	女川原子力発電所 2 号炉						泊発電所3号炉	ī .		大飯発電所3/4号炉			差異理由
監視計器一覧(3/3	)				監視計器一覧 (3/4)				監視計器一覧(3/4)				記載方針の
对応手段		重大事故等の 対応に必要と なる監視項目	監視バラメータ(計器)	計劃通過 (相位)	対応手段		重大事故等の 対応に必要と なる監視項目	監視計器	対応手段	重大事故応に必要	SACRESA	監視計器	<u>達</u> ・監視計器の計
1.17.2.1 放射性物質の濃/	更及订加	射製量の測定の手	順等		1.17.2.1 放射性物質の液	度及び		三順等		監視項目			範
(f)モニタリングポストの バックグラウンド転放対 策	判断 基準	放射網幕	モニタリングポスト	Nn1 (TI) シンチレーション; 0~3×10* (nGy/h) イオンチェンバ;10*~10* (nGy/h) Nn1 (TI) シンチレーション;	(6) バックグラウンド低i 対策等 a. モニタリングポスト, モニタリングステーシ	斯基準	放射線量	<ul><li>モニタリングポスト及び モニタリングステーション</li><li>可搬型モニタリングポスト</li></ul>	1.17.2.1 放射性物質の濃度店 (6) バックグラウンド低 減対策 a. モニタリングステーション、モニタリングボ	をび放射線量の 判 断 版 放射線量	·モ: 水.	ニタリングステーション及びモニタリング スト	
(7) 可撮型モニタリングボ	操作 判断 基件	放射線型 放射線型	モニタリングポスト 可搬型モニタリングポスト	$0\sim 2\times 10^{4} \text{ (nGy/h)}$ $4\div 2\div 2\times 5: 10^{4}\sim 10^{8} \text{ (nGy/h)}$ $0\sim 10^{9} \text{ (nGy/h)}$	ン及び可搬型モニタリ: グポストのバックグラ! ンド低減対策	-8707	放射線量	<ul><li>・モニタリングボスト及び モニタリングステーション</li><li>・可搬型モニタリングボスト</li></ul>	スト及び可搬式モニ タリングポストのパ ックグラウンド低減 対策	築 作 放射線量	・モ: ポ	「搬式モニタリングポスト ニタリングステーション及びモニタリング スト	
ストのバッケグラウンド 低減対策	操作	放射線量	可搬型モニタリングポスト	0~10 <sup>9</sup> (nGy/h)	監視計器一覧(4/4)		香土車州等の		b. 放射性物質の濃度測定	則 新 放射性物		「搬式モニタリングポスト	
(H)放射性物質の濃度の測 定時のバックグラウンド	判断基準	放射性物質の 療度	テ部サーベイメータ の報サーベイメータ の報サーベイメータ ・説サーベイメータ	0~30k (u <sup>-1</sup> ) 0~100k (uin <sup>-4</sup> ) 0~100k (uin <sup>-4</sup> ) 0~30k (u <sup>-1</sup> )	対応手段		重大事故等の 対応に必要と なる監視項目	監視計器	時のバックグラウン ド低減対策	単 単 放射性物	資源度 可網	學型放射線計測装置	
低減对策	操作	放射性物質の 濃度	お線サーベイメータ 血線サーバイメータ	0~100k (min <sup>-4</sup> )	1.17.2.2 風向, 風速その	2他の気	象条件の測定の手順	等					
1.17.2.9 拠向、風速その	他の気象 判断	条件の測定の手順		0~100k (min*)	(1) 可搬型気象観測設備	判断基準	風向,風速そ	· 気象観測設備	監視計器一覧(4/4)				
<ul><li>(1)気象観測設備による気 象観測項目の測定</li></ul>	基準	風向・風速その 他の気象条件	(気象板割設備 ・風向 (地上高) ・底連 (地上高) ・日社最	16 (27%) 0~60.0 (u/s) 0.00~1.50 (kF/s <sup>2</sup> )	よる気象観測項目の付替測定	華操作	mark marks a	<ul><li>可搬型気象観測設備</li></ul>	対応手段	重大事故 応に必要 監視項	となる	監視計器	
		34.00 (4.00.00.1)	<ul><li>放射収支量</li></ul>	$-0.350 \sim 1.400 \text{ (kW/m}^2)$	5	#1	0000W-500000000		1.17.2.2 風向、風速その他の	つ気象条件の測	どの手順等		
	1985	風向・風速その	・降水量 気象観測設備 ・風向(地上高) ・風産(地上高)	0,0~99,5 (mn) 16 (3/(2) 0~60,0 (u/s)	(2) 可搬型気象観測設備に よる緊急時対策所付近 の気象観測項目の測定	(2) 可搬型気象観測設備に よる緊急時対策所付近	202		(1) 可搬式気象観測装置 による気象観測項目 の代替測定 操作	側 風向、風 新 その他の 条件	F-12	<b>&gt;親測設備</b>	
(2)代替気象観測設備によ る気象観調項目の代替側	基準	他の気象条件	・日射量 ・放射収支量 ・降水量 代替気象観測設備	0.00 $\sim$ 1.50 (kV/n <sup>2</sup> ) -0.350 $\sim$ 1.400 (kV/n <sup>2</sup> ) 0.0 $\sim$ 90.5 (mm)		194	風向, 風速そ の他気象条件	<ul><li>可搬型気象観測設備</li></ul>		風向、風 集 作 その他の 条件	V2.1.1	<b>於</b> 式気象観測装置	
r.	操作	風向・風速その 他の気象条件	・医向 (地上高) ・民連 (地上高) ・日社県	16 (2)(½) 0.0~90.0 (m/s) 0~1.400 (3)(n <sup>2</sup> )	(3) 気象観測設備による	判断基準		_	第1.17.3表 審査基準にお	1.34470	毎の給電対	才象設備	
			· 放射収支版 · 降水量	-0.347~1.042 (kW/x²) 0~100 (mx)	象観測項目の測定	操 風向,風速 作 の他気象条		· 気象観測設備	対象条文		給電対象設備 給電 モニタリングステーション		
					8	- 300	の他気象条件		監視測定等に関する手順等	モニタリン		電源車 (緊急時対策所用)	
					第1.17.3表	等查基準	における要求事項	ごとの給電対象設備		15-777	y 4650 F		
75 1 17 0 de	T.	水木甘油	rabath z medodené vé	1. 四百人鄉 知 如 如	対応手段	1	<b>共給対象設備</b>	給電元					
明 1.17-3 衣 対象条文		<b>番宣基</b> 华」	こおける要求事項ご 供給対象設備	との和电対象設備	【1.17】 監視測定等に関する -	モニタリ	ングポスト	. 45 独 由 公 田 双 卿 孫					
【1.17】監視測定等に	関する	手順等	モニタリングポスト	常設代替交流電源設備	E0000000	モニタリ	ングステーション	<ul><li>・代替非常用発電機</li></ul>					



MP ROSECUTEDA

事前打合せ

タイムチャート

要員

手順の項目

可搬型モニタリ 可数型モニタリ ングポスト(海 倒用)による数 管理

射線量の測定

THOUGH BE IN

女川原子力発電所 2号炉

第1.17-2 図 可種型モニタリングポストによる放射線量の代替測定のタイムチャー

第1.17-4図 可搬型モニタリングポスト (海側用) による放射線量の測定の

経過時間(分)

資機材準備・移動(緊急時対策所→第1保管エリア)

移動 (海側①→海側②)

設置・測定 (海側②)

移動 (第1保管エリア→海側①)

設置・別定 (海側①)

▽海側② 全地点測定開始

多順田模具

180

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表 r. 3. 0 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 泊発電所3号炉 大飯発電所3/4号炉 差異理由 经通特司(特問 運用の相違 東京(数) 20 40 60 80 100 120 140 160 160 200 220 240 260 280 300 320 340 ▽ 副左先丁 ·所要時間 \*#048 BA B 専門・長管場所まで移動・機材準備 配置位置 単門連修・保管協院をで移動 ポルト4を複数(1回月 332 可能式MP2台を保管場所から被水込み場所まで運搬 3.85音 可能式MP4台を保管場所から被水込み場所ます 放雷班 ガスト4台政策: あみ 民管場形式で修動 ガスト4台機能(2 間目) 4分款費:利定「特勤合立」 数值编节(-报数(MI) 田田-東北開始 MS 投票条列:移動(MPS ポスト4合設置・資産(参助合わ) 影響·展更朝後 MP2 保管場所に搭数(MP2→保管場所) 28 専業積込み 第1.17.3図□可搬型モニタリングポスト設置・測定□タイムチャート』 可能式モニタリング ポスト設置・設定 MERCHENA 較繁殖所:形数(MP) 設度・測定開始(MP1) 設備機能(WB) MP5 (発電所海側及び緊急時対策所付近への設置を除く) -設置・東京開除(MPS) 保管場所(MPS)一個景場所) 50 東南環境の4 設備場所に非数 MP4 設度・開発開除(MP4) 参加権所に参加しいの3) 参加・第2条列をOVP3 第1.17.3 図 可搬式モニタリングポスト配置・測定のタイムチャート (発電所海側敷地境界方向及び緊急時対策所付近への設置を除く) 追而【地震津波側審査の反映】 (図中記号) 司 可搬式モニタリングポスト [海側敷地境界方向及び 緊急時対策所付近設置用] (防潮堤レイアウト変更に伴う可搬型モニタリングポスト設置位 置の再設定のため) 現場の状況により配置を変更する。 台場高四 第1.17.4図□可搬型モニタリングポスト設置位置。 (発電所海側及び緊急時対策所付近への設置) -第1.17.4 図 可搬式モニタリングポスト配置位置 (発電所海側敷地境界方向及び緊急時対策所付近への設置)

女川原子力発電所 2号炉

経過時間 (分)

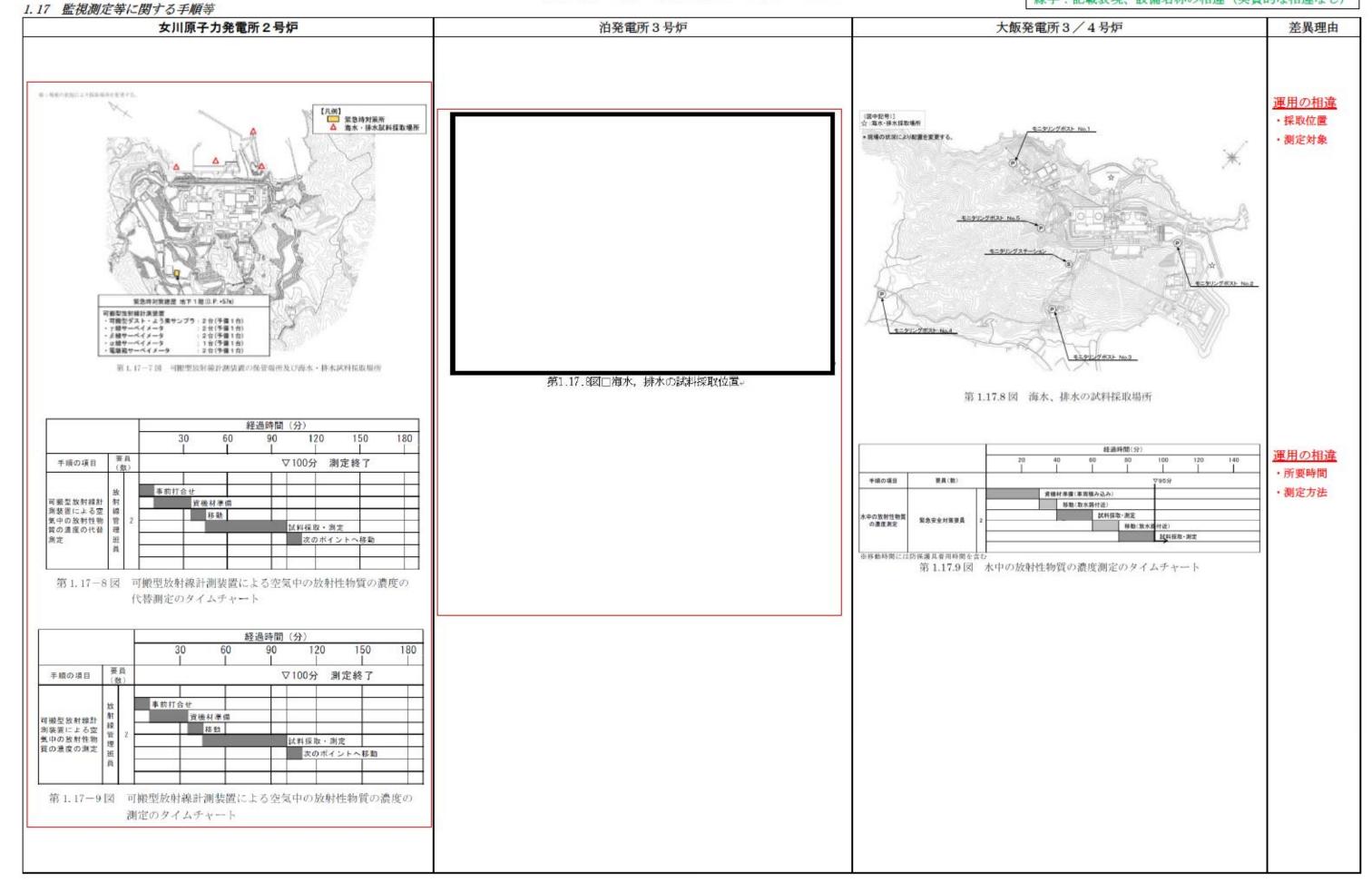
120

180

150

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表 r. 3. 0 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 泊発電所3号炉 大飯発電所3/4号炉 差異理由 運用の相違 经通时間(時間) 所要時間 約1時間50分 マ ※電所注例施認施者完了 測定対象 ▽ ブルール確認 生産主丁 | 防護抜進車用 | 可能型 ボストレゼー保管条件から廃出・緊急将対策所付近に設置・測定 **PROBE** 要品(物) 事高・保管場所まで移動・機材事業 支 両生産・保管場所をで移動 可能型ポスト 3合種動 **拉管班** 可能式MP2分を存储場所から組みよみ場所まで運搬 本典の単数があり表質・無差(移動会な) 計畫報告(制動(数水口) 設度-実定開始:技术口 拉里特州1:移動/台灣 (発電所権側及び緊急時対策所付近への設置) -**台田・別定開始**(台幕3西) 青管場所に移動(白場3西→保管場所) 可能式モニタリング ボスト投管・実定 MATCHERA HA 計畫編集(計數(分集系數) 計畫 的主開始(分集系數) 計畫編集(計數數(物議序數) 福港時間(時間) 我是-新定型%:特殊并整 設置場所に移動 | 緊急時外業所 約1時間10分 投票-與定院地(緊急将付寬所 英曼(数) 各移動時間には筋疫護其着用時間を含 第1.17.5 図 可搬式モニタリングポスト設置・測定のタイムチャート 防護法律者用 車両連續・保管接所をで容動 (発電所海側敷地境界方向及び緊急時対策所付近への設置) **数据采取的点文字数值(1 量序)** 旅客艇 (以降は乾燥器の影響を一貫特殊駅・測定の時間と同 经過時間(分) 20 40 60 80 100 120 140 160 180 200 220 240 260 280 300 要員(数) 手順の項目 ▽75分 在適時間(中間) 車両・保管場所まで移動・機材準備 ポイントL移動 ダスト・よう素試料採取・美定 **运会**理验 お1等間 側定発す 李曼 (数) を気中の放射性を 質の濃度測定 緊急安全対策要員 次のポイントに移動 (以降は上記破線枠の試料採取・測定の時間と同じ) 防護禁煙者用 支門達衛・終衛 ※移動時間には防保護具着用時間を含む 第1.17.6 図 空気中の放射性物質の濃度測定のタイムチャート E0判定 放管斑 飲料採取出・測定 近の採取拠点に移動 ※試料採取時間は、周辺環境の依況により設定する。 経過時間(分) 第1.17.7図□放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度測定。 20 40 60 80 100 120 140 160 180 200 220 240 260 280 300 タイムチャートィ 要員(数) 手順の項目 7759 車両・保管場所まで移動・機材準備 移動式放射能測定 ポイントに移動 装置(モニタ車)に よる空気中の放射 性物質の濃度測定 ダスト・よう素試料採取・測定 緊急安全対策要員 次のポイントに移動 (以降は上記破解枠の試料採取・無定の時間と間に)

手順の項目 ▽40分 測定開始 事前打合せ 可能型モータ 可搬型モニタリ 移動(緊急時対策所→緊急時対策建屋屋上 シングボスト 記載・開業 ングポスト(加 故 圧判断用)によ 等 設置・測定 る放射線量の測 第1.17.5図:可搬型モニタリングポスト設置・測定口タイムチャート。 第1.17-5図 可搬型モニタリングポスト (加圧判断用) による放射線量の測定の タイムチャート 経過時間(分) 30 120 150 180 6順の項目 要員(数) 手順の項目 ▽80分 測定終了 事前打合せ 空兵中の8년 性敬言の選択 代替別定 資機材準備 放射能観測車に 38 En よる空気中の放 射性物質の濃度 試料採取・測定 の測定 次のポイントへ移動 第1.17.6図□空気中の放射性物質の濃度代替測定□タイムチャート→ 第1.17-6 図 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定の タイムチャート 手順の項目 · 計能觀測1 ことら生気中 の計列性物質 の養度測定 ※移動時間には防保護具署用時間を含 第1.17.7 図 移動式放射能測定装置 (モニタ車) による空気中の 放射性物質の濃度測定のタイムチャート



赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

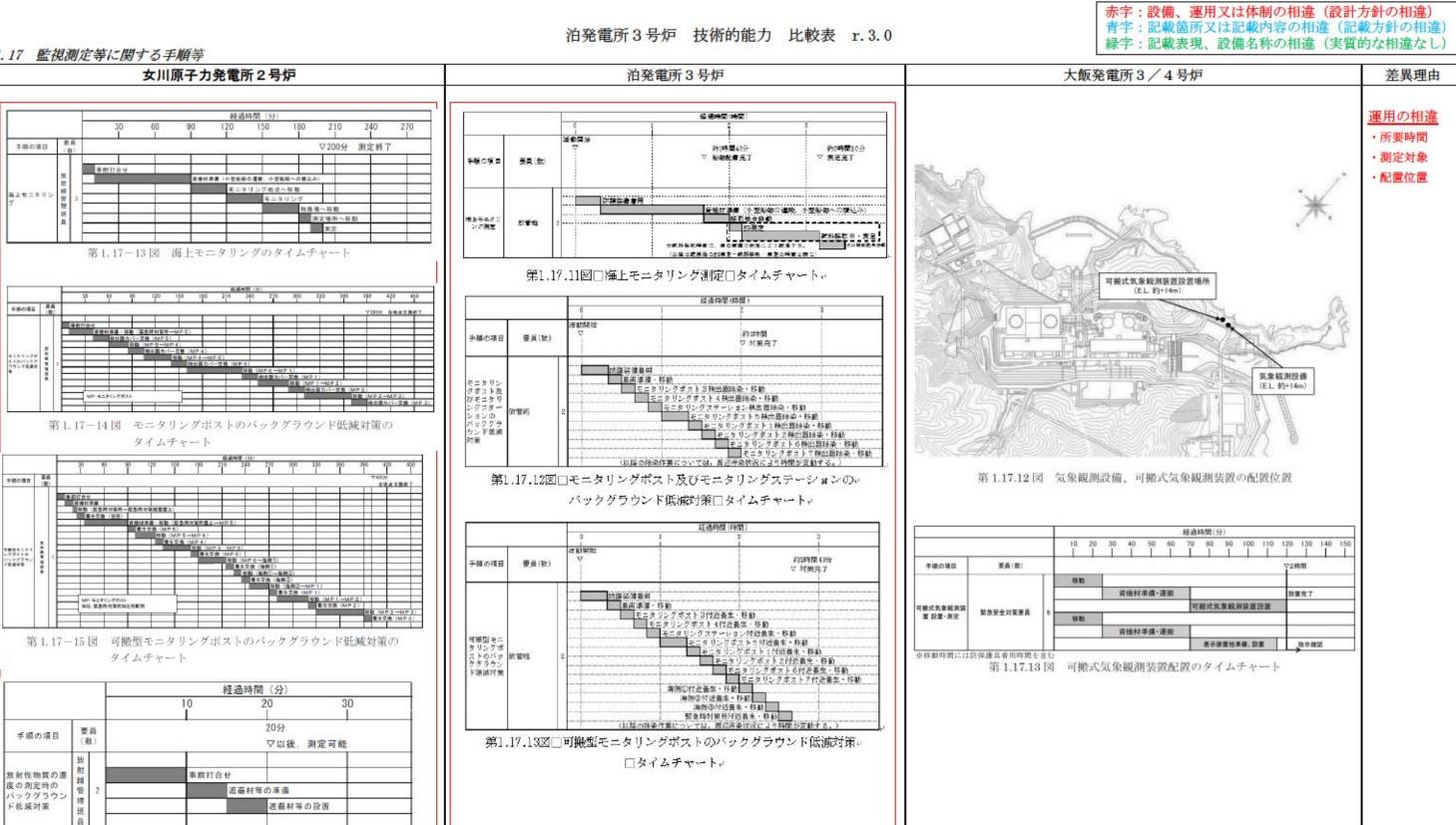
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.17 監視測定等に関する手順等

女川原子力発電所 2号炉 泊発電所3号炉 大飯発電所3/4号炉 差異理由 経過時間 (分) 180 150 30 120 運用の相違 • 所要時間 予順の項目 ▽70分 測定終了 活動開始 約3時間 多順の模片 五日(数) 測定対象 事前打合せ 資機材準備 可搬型放射線計 京西海道・総督経取責機討復戦 創装置による水 移動(海水・排水試料採取場所へ) 据取他自身的·新科技员(1曲时) 中の放射性物質 試料採取 の濃度の測定 放音班 別定 经勤缴点结局:解料採取(2.情所員)。 次のボイントへ移動 程及地名移動:試對採取(3.體所員) 試計判定 第1.17-10 図 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の 第1.17.9図□水中の放射性物質の濃度の測定□タイムチャート→ 測定のタイムチャート 経過時間 (分) 径进杆筒(杆筒) 30 120 180 法的国法 要員 手順の項目 ▽70分 測定終了 男員(数) 事項の原金 手線の項目 美兵(別) 副定主T 松松株仏・原典(牧水井または牧水路) | <u>計画</u>集機費用 | 車両準備・試験採取資機材復載 事前打合せ 資機材準備 緊急安全対策要員 可搬型放射線計 放實班 移動(土壌試料採取場所へ) 測装置による土 壌中の放射性物 武科教室 大〇芸教地名に存動 試料採取 「お姉は上記感録件の採料採取・別定の特質と同じ 質の濃度の測定 海定 第1.17.10図□土壌中の放射性物質の濃度の測定□タイムチャート+ 第1.17.10図 海上モニタリング測定のタイムチャート 次のポイントへ移動 第1.17-11図 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の 測定のタイムチャート 経過時間(分) 20 40 60 80 100 120 140 160 180 200 220 240 260 280 300 物捐場 手順の項目 要員(数) 紧急時対策所 (報告エリア) (報本場所) 小型船舶運搬ルート 草両まで移動・機材準備 移動(MS) 検出製養生(MS) モニタリングステ 核出器養生(MP2) ション、モニタリン グポスト及び可能 或モニタリングポス 移動(MP1) 緊急安全対策要員 検出製養生(MP1) F但萬対策 検出器養生(MP 第4保管エリア(0.P.+62n) 移動(MF 小型和船(予備) | 1 船 株出職養生(MP4) 検出器養性(MP3) ※移動時間には防保護具着用時間を含む 第1保管エリア(0.P.+62n) 第 1.17.11 図 モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリン · 小型船舶: 1艇 グポストのバックグラウンド低減対策のタイムチャート 第1,17-12 図 小型船舶の保管場所及び運搬ルート

第1.17-16 図 放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策の

タイムチャート



泊発電所 3 号炉

